

ていただきます。

平成十年版の中小企業白書によれば、中小企業庁「設置法に見られるような独立多数の企業が自由で公平な市場経済において事業活動を営むことの基本的な重要性は、半世紀を経て経済のグローバル化が進展し大競争時代を迎えた現在、むしろ一層高まりつつある」と述べて、反独占政策の意義を今日的な観点から述べております。

この点について私見を申し上げますと、そもそも中小企業の存在意義は、設置法一条の目的にもあるとおり、大企業に対抗する勢力、すなわち反独占勢力であると思います。しかし、単なる反独占勢力ではない。大競争時代を迎えた今日において、保守化した大企業に比べて、イノベーション創出を担えるのが中小企業であると思います。

であるならば、いたずらに中小企業を保護するのではなく、規制緩和と反独占政策、すなわち積極的な競争促進政策とイノベーション創出支援政策の一体的な推進の中で中小企業を育成することが反独占政策の今日的な意味と考えますが、深谷

○国務大臣(深谷謙司君) おはようございます。駆先生の元気な声で日が覚めたような気がします。す。

駆委員の御指摘は、中小企業における反独占政策についてどう考えるかということが第一であると思います。

私は、中小企業基本法が制定された昭和三十八年というのは、例えば中小企業が共同してスケールメリットを追求するとか、あるいは中小企業が団結して大企業との間にその事業活動に関する協約を締結するということで保護していくという、そんな感じがございました。

しかし、今日の時代では、グローバル化が進んでおりまし、情報技術の革新等によって、もうそういう形ではなくなりつつある。だから、規模の大小よりも技術の独創性などがアイデアの卓越性ということが重要になって、スケールメリットの追求よりも不足した経営資源を相互に補完するこ

との方が重要になつてきている。さらに、内外の市場が一体化しつつある中でありますから、保護的な手段というものがそもそも有効性がなくなつてきているというふうに考えます。

そのような前提に立つて、例えば、昔ありました商工組合の特殊契約制度は平成九年に廃止されるとか、あるいはアウトサイダー規制等も廃止されましたし、商工組合の合理化カルテル、安定化カルテルも今般は一括法として廃止をしていくと、そういう方向にあるというふうに考えます。

それから、今お話をありましたように、イノベーション創出というのは大変重要なことでございまして、新基本法でも創業・ベンチャー促進を重点政策の一つとして第十二条、第十三条、第十四条でそのためあたりを示しているわけでございます。そして、市場における競争を基本といたしまして、中小企業もその強みを發揮していくような状態をつくりていくことなど、不足がちな人材とか技術などか情報等の経営資源の確保をこれからきちんとできるようない体制をつくっていくとか、つまり新しい時代に応じた中小企業のニーズにこたえていくことの方が今日は大事だというふうに考えます。

○駆浩君 極めて積極的な競争促進策には規制緩和は不可欠であります。同時に市場の公正な競争秩序の確立も不可欠であり、したがって両者は車の両輪と言えます。

政府も、今年の三月三十日の閣議決定において、「規制緩和の推進に伴う諸方策」の一つとして「公正かつ自由な競争の促進」を掲げ、「規制緩和後の中の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に對して厳正・迅速に対処する」と述べております。全くそのとおりの決定であり、時宜を得ています。

○政府特別補佐人(根來泰周君) ただいまの御指摘は当然の御指摘でございまして、閣議でもそういう決定がござりますし、この国会でも、私どもも既にそういう問題について問題提起を受けています。

私たちも精いっぱいその御要請に応じるよう努めているつもりでございますけれども、なおまだ十分な点もないわけではないと自己反省をしているところでございます。

ただ、平成九年の十月以降、半年ごとに、「規制緩和後の市場における不公正な取引方法に対する取組の状況」というものを私どもの委員会の名前で公表いたしまして、私どもの半年の仕事のおさらいといたしますか、そういうことで公表して、一般の御批判を仰ぎ、また参考になるよう事情を御説明しているところでございます。

○駆浩君 まだ十分な対応ではないということはまず申し上げておきたいと思います。といふのも、我々国会議員に来る不公正な取引方法に関する陳情は後を絶ちません。特に、独禁法で禁止されている不当廉売についての陳情が多く、公取のさらなる厳正な運用を望む声が多いからです。また、衆参の委員会で不当廉売の問題が取り上げられることが非常に多い。

そこで質問ですが、不当廉売の申告件数、さらに、申告の中には同じ事例を申告しているものも多數見受けられると思いますので、実際の受理件件数はどのくらいで、どのぐらい調査に入るのか。これを踏まえて、不当廉売等の不公正な取引方法に対する公取の取り締まりは十分行えていると公取自身は考へておられると思います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) ざつと申しますと、申告件数は最近は年間に二千件ぐらいございます。二千件は申告がありましたら調査はしていると思います。

そこで、この閣議決定を受けて、どう公正取引規制緩和の推進に伴う諸方策の一として「公正かつ自由な競争の促進」を掲げ、「規制緩和後の中の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に對して厳正・迅速に対処する」と述べております。全くそのとおりの決定であり、時宜を得ています。

これは再々申し上げて恐縮でございますが、私どもの一つの悩みというものはやはり人數が少ないということです。

そこで、私は別の観点からこの問題を考え、行政改革の一環としての公務員削減が呼ばれており中、大幅な増加は非常に困難であります。

○駆浩君 結局は、取り締まり審査官といいますか、員数の問題に收れんされております。しかし、行政改革の一環としての公務員削減が叫ばれており中、大幅な増加は非常に困難であります。

○駆浩君 結局は、取り締まり審査官といいますか、員数の問題に收れんされております。そして結局この問題は行き詰まつております。

そこで、私は別の観点からこの問題を考えて、結果として不当廉売等の行為が防止できるような施策を提案したいと思います。

その一つが、公取が行う行政指導としての注意、警告をさらに強化させる手段であります。

そこで、具体的な質問に移る前に、行政処分としての勧告との違いを踏まえて、行政指導としての注意、警告の目的とは何か、さらにはどんな場合にどのくらいの処理期間を経ておのおの出すのかを説明してください。

○政府参考人(平林英勝君) 私ども公正取引委員会といたしましては、もちろん違反事実を証拠としての勧告との違いを踏まえて、行政指導としての注意、警告の目的とは何か、さらにはどんな場合にどのくらいの処理期間を経ておのおの出すのかを説明してください。

これはあるけれども証拠がつかめないと、そういう法的措置をとるに至らないケースもあるわけでございます。

そこで、この閣議決定を受けて、どう公正取引規制緩和の推進に伴う諸方策の一として「公正かつ自由な競争の促進」を掲げ、「規制緩和後の中の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に對して厳正・迅速に対処する」と述べております。全くそのとおりの決定であり、時宜を得ています。

そこで、私は別の観点からこの問題を考え、行政改革の一環としての公務員削減が呼ばれており中、大幅な増加は非常に困難であります。

○駆浩君 結局は、取り締まり審査官といいますか、員数の問題に收れんされております。そして結局この問題は行き詰まつております。

そこで、私は別の観点からこの問題を考えて、結果として不当廉売等の行為が防止できるような施策を提案したいと思います。

その一つが、公取が行う行政指導としての注意、警告をさらに強化させる手段であります。

そこで、具体的な質問に移る前に、行政処分としての勧告との違いを踏まえて、行政指導としての注意、警告の目的とは何か、さらにはどんな場合にどのくらいの処理期間を経ておのおの出すのかを説明してください。

○政府参考人(平林英勝君) 私ども公正取引委員会といたしましては、もちろん違反事実を証拠としての勧告との違いを踏まえて、行政指導としての注意、警告の目的とは何か、さらにはどんな場合にどのくらいの処理期間を経ておのおの出すのかを説明してください。

これはあるけれども証拠がつかめないと、そういう法的措置をとるに至らないケースもあるわけでございます。

そこで、この閣議決定を受けて、どう公正取引規制緩和の推進に伴う諸方策の一として「公正かつ自由な競争の促進」を掲げ、「規制緩和後の中の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引に對して厳正・迅速に対処する」と述べております。全くそのとおりの決定であり、時宜を得ています。

そこで、私は別の観点からこの問題を考え、行政改革の一環としての公務員削減が呼ばれており中、大幅な増加は非常に困難であります。

○駆浩君 結局は、取り締まり審査官といいますか、員数の問題に收れんされております。そして結局この問題は行き詰まつております。

そこで、私は別の観点からこの問題を考えて、結果として不当廉売等の行為が防止できるような施策を提案したいと思います。

その一つが、公取が行う行政指導としての注意、警告をさらに強化させる手段であります。

そこで、具体的な質問に移る前に、行政処分としての勧告との違いを踏まえて、行政指導としての注意、警告の目的とは何か、さらにはどんな場合にどのくらいの処理期間を経ておのおの出すのかを説明してください。

○政府参考人(平林英勝君) 私ども公正取引委員会といたしましては、もちろん違反事実を証拠としての勧告との違いを踏まえて、行政指導としての注意、警告の目的とは何か、さらにはどんな場合にどのくらいの処理期間を経ておのおの出すのかを説明してください。

います。

また、注意についてでございますけれども、違反の存在を疑うに足る証拠が得られない、したがつて警告はできないけれども違反につながるおそれがあるという場合には、違反行為の未然防止を図る観点から、注意という措置をとっているわけでございます。

それから、それぞのの処理期間でございますけれども、警告につきましては原則公表というようなことにいたしておりますので、それなりの慎重な調査活動というものが必要かと存じますので、おおむね六ヵ月から事業によりましては一年程度かかるというのが通例でございます。一方、注意につきましては、例えば小売業における不当廉売事業につきましては、迅速に処理するということを方針としておりますので、おおむね二ヵ月以内に処理するということで、二ヵ月以内に処理しているところでございます。

○馳浩君 経済というのは動いております。警告が六ヵ月から一年、注意に至つては二ヵ月、法的な拘束力もない中で、これはどのような実効力を日本の経済、とりわけ中小企業の皆さんの方のごろの事業活動に与えるのかということをもつと厳しく私は追求する必要があるのではないかということを指摘させていただきます。

さて、不当廉売行為には三つの成立要件があります。一つは、供給に要する費用を著しく下回る対価での継続的販売、これを価格要件と言います。

二つ目が、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること、これを影響要件と言います。三つ目が、正当な理由がないこと。以上三つが不当廉売の成立要件であります。

問題は、勧告は別として、行政指導である注意、警告がこの三要件を満たすと公取が認定してから行つていつたのは注意、警告の本来の目的に反するということです。

そこで質問ですが、注意、警告のおののおのは、不当廉売行為の三つの成立要件のうちどの要件が満たされると認定または確信を得てこれを出すの

ですか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 御指摘の点も大変難しいことでございます。警告につきましても、この三要件を調べまして、疑いがあるけれども事実を確定できないというときに警告をしているわけでございます。しかし、仰せのように、警告の三要件を調べますとなかなか時間がかかるということはございます。これも、お説のように時間がかかると経済の状況が変わってしまうという悩みがあるわけでございますので、そこで私どもは、多少踏み切った姿勢でございますけれども、例えば仕入れ価格を割って販売している場合は、そぞの申告がありましたときには、とりあえず現場に参りまして、そういうことは不当廉売につながるよということで注意をして、事前にそれを制止するという方向で注意をしているわけでございます。これは若干注意を受ける方とすれば疑問があると思いますけれども、やはり行政指導としてはその辺は許されるのじゃないかというふうに私は考えております。

○馳浩君 一言で言うならば甘いと私は思います。確認ですが、不当廉売の価格要件を満たす行為は、明らかに影響要件を満たさない場合、例えば販売数量が数個とかそういう場合を除いて、この段階で注意を出せばよいと思うのですが、そういう結果にちやんとなつているのか確認したいと思ひます。

○政府特別補佐人(根来泰周君) これも何かつぶやきみたいな話でございますけれども、私どもも

こういう不当廉売は当然公正な自由な競争に反するということで厳正に対処していくところでございますが、一方ではやはり価格に入れるべきだと思います。情報公開にもつと努めるべきだと思いますが、この点御意見があればお聞かせください。

○政府特別補佐人(根来泰周君) これがこうつぶやきみたいな話でございますけれども、私どももこのように不当廉売は当然公正な自由な競争に反するということで厳正に対処していくところでございますが、一方ではやはり価格に入れるべきだと思います。

例えば、これも雑談のようなことで恐縮でなければ、こういう不当廉売の手入れといいますか、そういうことをやりますと、非常に消費者から反対があるわけでございます。そういうこともござりますので、私どもの立場を十分に説明するよう努めているところでございますが、なかなかそれが隔靴搔痒のところがございまして、私どももこれからどういうふうにしていいかというところになつておりますでしょうか。

そうであるならば、公取が注意を出す場合の基準としている違反につながるおそれのある行為が見られた場合に当たると思うからです。そのようになります。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 先ほど申し上げた三要件、御指摘のありました三要件でございます

ですが、何分その基本は「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し」というところでございますから、この要件がござりますれば注意をする価値のある案件ではないかと思います。

ただ、「他の事業者の事業活動を困難にさせる」いうところまで踏み込んでいきますと、やはり時間がかかるという悩みがあるわけでございます。それで、その辺は若干の見通しで行つてあるところでございます。

○馳浩君 若干の見通しというお言葉がありましたが、この点について一般の国民の皆さん方が十分に理解していないのではないかという点を私は指摘させていただきたいと思います。文献等を読みますと、公取は、勧告の運用もさることながら、注意についても厳格に運用している等の意見を目にします。情報公開にもつと努めるべきだと思いますが、この点御意見があればお聞かせください。

○政府特別補佐人(根来泰周君) これも何かつぶ

やきみたいな話でございますけれども、私どももこのように不当廉売は当然公正な自由な競争に反するということで厳正に対処していくところでございますが、一方ではやはり価格に入れるべきだと思います。

例えば、これも雑談のようなことで恐縮でなければ、こういう不当廉売の手入れといいますか、そういうことをやりますと、非常に消費者から反対があるわけでございます。そういうこともござりますので、私どもの立場を十分に説明するよう努めているところでございますが、なかなかそれが隔靴搔痒のところがございまして、私どももこれからどういうふうにしていいかというところになつております。

平成八年から現在までの不当廉売に関する警報件数は、平成八年がゼロ件、平成九年がゼロ件、平成十年が一件、ことしが今のところゼロ件。注意に比べると極端に少ない。注意については、平成八年が百五十件、九年が二百十七件、平成十年が五百九十九件、ことしが十月現在で四百一件。これは消費動向もありますが、経済の動向も踏まえるならば、こういった点が大変いわゆる中小の事業者に対して、中小の事業者が不当廉売によつて不当な不利益不公平な中での競争にさらされているということの実態をあらわしている数字であるとも私は思つております。

警報は原則公表しますからこの点を考慮してとすることですが、不当廉売行為を行つてゐる者を擁護し過ぎではないかというのが私の指摘です。特に、不当廉売行為のうち、その他一般不当廉売行為とは区別されている一般指定六項前段の行為、現在問題にしている継続的仕入れ価格割れ販売行為に対してもは擁護し過ぎであると私は言つたいと思います。

私がこう考えますのも、先ほども言いましたが、最高裁の判例がその根拠となつております。

すなわち、最高裁平成元年十一月十四日判決は、この継続的仕入れ価格割れ販売を事業者の事業活動を困難にさせるおそれが多いと言い、原則としてこれを禁止すると判示しております。つまり、不当廉売の価格要件を満たすと認定できた行為は、原則的に独禁法が禁止する不当廉売だと言つてゐるのであります。そうであるならば、六項前段の価格要件を満たす行為は、後段の行為と区別して、審査官の心証がクロで勧告を目指したが証拠の關係上立証できなかつた事案についてのみ警報を出してゐる現状は改めるべきと考えます。

すなわち、価格要件を満たす行為については、現状の注意案件のうちでも、その販売規模の大きさ、販売商品の特性、現在の政策展開との関係、さらには注意を過去にも出しており、そのときはやめたがまた行った場合等、問題が大きいものについて警報を出すべきではないかと考えるが、い

かがでしようか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) この警告というものは、三要件を調べたけれども疑いがあるけれども立証ができないということです。だから、その案件によりまして最初からやはり排除命令ということを念頭に置いて調査をするわけでございますが、そこに調査をした結果やはり排除要件を立証するに足らないということで警告をしているわけですね。

ですから、注意というのは、要するに案件によりましては早く行ってそれを差しとめた方が早いだらうということで注意ということにどめているわけでございまして、やはり警告まで持つてくには相当の時間がかかるわけでござりますので、その辺の兼ね合いということであるわけでございます。

確かに最高裁の判例の読み方もおっしゃる点があると思いますけれども、我々やはり行政をやる者としては、この三要件は同じような重さで受けとめるべきだというふうに考えております。

○馳浩君 最高裁の判決を何か公取は拡大解釈しているような私は印象を受けますが、もつとこの最高裁の判決を重く受けとめて、価格要件が満たされた場合に十分に注意もし、警告に対してもやっぱりきちんと対処すべき、そういう仕事をするのが公取ではないのかということを私は申し上げているのであります。本当に公取はこの質問のテーマであります不当廉売行為をしっかりと取り締まっているのか、対処しているのかといたいとは、これは継続して私も問題点としていきたいと思ひます。

大臣に質問いたします。

公正な自由競争秩序の確立は、何も中小企業対策だけではなく、国際的な重要な課題でもあります。そこで、法的根柢がない行政指導としての注意、警告を勧告のように法的な行政処分として格上げをして、透明でわかりやすい、それこそソルトル型行政の見本として独禁法に明文化すべきか否かを真剣に検討すべき時期ではないかと思います

が、この点についての御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(深谷隆司君) 不当廉売の声は私どもも頻繁に耳にいたしております。厳正な、そして迅速な対応が公取委員会には求められていると私も思います。

先ほど委員長は、ひとり言として、つぶやきとして、消費者の批判もある云々の話がありました。

大臣として公取委員会に直接物申すわけにいきませんが、ひとり言で言わせていただくならば、批判を恐れずに厳正に対応すべきであるのではないかなどという思いを持ちます。

あなたが今言われた独禁法の改正という点について、注意、警告、勧告、特に勧告の場合には行政処分であります。法改正をしたらいかがかとかなどという思いを持ちます。

○政務次官(河村建夫君) お答えいたします。

文部省にお伺いいたしますが、このT.L.O.の概要と現在までの設立数、どんな優遇制度があるのか、あわせて、国立大の教員が株式会社のT.L.O.の役員として兼務できるかの問題について、近々新たな人事院規則の制定も予定していると聞いておりますが、この点も教えていただきたいと思います。

○馳浩君 最高裁判決を何か公取は拡大解釈しているよう私は印象を受けますが、もつとこの最高裁の判決を重く受けとめて、価格要件が満たされた場合に十分に注意もし、警告に対してもやっぱりきちんと対処すべき、そういう仕事をするものが公取ではないのかということを私は申し上げているのであります。本当に公取はこの質問のテーマであります不当廉売行為をしつかりと取り締まっているのか、対処しているのかといたいとは、これは継続して私も問題点としていきたいと思います。

いたしましたが、これがT.L.O.の概要でございます。

○馳浩君 法改正の立場について、この時点では、これは独立禁止法の全体の体系の中で十分議論すべき問題ではないだらうかというふうに思ひます。

大臣として公取委員会に直接物申すわけにいきませんが、ひとり言で言わせていただくならば、批判を恐れずに厳正に対応すべきであるのではないかなどという思いを持ちます。

れだと聞いております。

文部省にお伺いいたしますが、このT.L.O.の概要と現在までの設立数、どんな優遇制度があるのか、あわせて、国立大の教員が株式会社のT.L.O.の役員として兼務できるかの問題について、近々新たな人事院規則の制定も予定していると聞いておりますが、この点も教えていただきたいと思います。

また、承認されたT.L.O.は、これは通産省の方があつていただくわけですが、助成金あるいは債務保証あるいは特許の手数料を軽減してあげる、そういうふうな支援措置でこのT.L.O.がどんどん進むよう支援措置が設けられておりま

す。文部省いたしましても、この产学研連携をこれから経済活動の活性化の中に生かしていくといふことで、大いに進めていかなければなりません。

ただけたらどうであろうか、このように思ひます。

それから、あわせてこのT.L.O.で役員兼業の問題、さきに一橋大学の中谷教授の問題もございました、いよいよこれが実施されてきたわけでござります。

いたしました。

○馳浩君 TLOの課題について二点質問いたしました。

まず第一点目ですが、大学での技術というのは大変基礎研究が多い。これを実用化するときには、さらにはかの技術との組み合せも必要になつてきたりいたします。さらなる研究開発が必要なときもあります。そういう意味で、このTLOの補完機関が大学においてもあるいは大学以外においても必要なのではないかという点が一点目の質問です。

二点目は、TLOを通じて企業に移転した技術というのは特許となります。ところが、その業務を行う弁理士が少ない、そして東京に集中している。調べたところによりますと、九八年で全部で四千十一人の弁理士が登録されていますが、そのうち東京が二千六百六十五人と三分の二を占めております。我が北陸では十四人、石川県では四人、全国を見ますと、ゼロ人が三県、一人から三人までが十六県という惨憺たる状況です。

この状況をどう打開するのか。このままでは、地方大学での技術移転、実際に企業に移転されたときの特許とか事業化に向けての取り組み、これを支援する体制が司法の側からも不十分ではないかと思いますが、この二点についてお伺いいたします。

○政務次官(細田博之君) TLOを育てるための補完機関の必要性とか、それから技術評価も大事でございますから、そういうことも必要でございましたので、あわせてお答えをいたします。

中小・ベンチャー企業などに対しまして総合的な支援を提供する機関として、新事業創出促進法に基づきまして地域プラットホームが都道府県等を単位に整備されてきているところであります。通産省といましましては、地域プラットホームの活動に対する助成やインキュベーター等の整備に対する支援を行つておられます。今後とも、これらとの連携を図ることにより、民間事業者に移転された大学の技術の事業化を促進していく考えでございます。

また、技術の評価につきましても、知的財産権、特許権の評価について、評価手法の確立を目的としまして特許評価指標を試案として作成して四月に公表しておりますが、こういった指標の利用によりまして民間の技術評価機関の能力向上が図られる、こういったことが大変TLOの今後の発展に大きな役割を果たすと考えるわけでございます。

弁理士の東京集中あるいは大都市集中という問題については、私どもの選挙区の島根県などは弁理士がゼロという惨憺たる状況でござりますが、やはり仕事のチャンスがないものですからおのずとゼロになるということで、広島の方に兼務をしてもらつたりいろんなことが行われております。

しかし、それらを補完するために地方の個人、中小企業等を対象とした講習会や無料相談の定期的開催、そういうふうな機会に講師、相談指導員として弁理士を派遣すること等によりまして、サービスの提供を図つておられるということ。

それから、弁理士会においても、弁理士数の少ない県等における顧客の依頼に応じまして近隣の弁理士を紹介したり、弁理士の無料相談サービスを行つておりますし、例えば弁理士会による無料相談の頻度は平成十年度で全国で五千二百四十四回に上っておりますし、特許庁による特許等の講習会、相談会なども全国で年間に二千二百回以上行なわれておるというふうに、弁理士の偏りを何とか補完するよう一生懸命取り組んでいるところに上つております。

○馳浩君 私、一点指摘をさせていただきたいのですが、これらの企業活動は、まさしく国内においてはもとより国際的にもその持つておる知的財産、特許といったものをいかに有効に活用していくか、今回のように技術移転の場合にいかに法的に迅速に処理をしていくか。そういう観点からいふれば、今大企業等はリストラの中ではあります

が企業内の法務部を大変充実しております。

これが大都市中心であつたりというふうになりますと、まさしく、地方の中小企業がせつかり努力をしても、このTLOの制度を使つて技術移転を図つても、本当に事業化をするときに法的な支援が得られなければ全く本来の政策の趣旨が達成できないということになります。

まさしくこれは法務省の司法制度改革の中での一つの観点だと思いますが、この点の充実といつたのも法務省と連携をとりながら支援をして、法的な便益を得られないよう中小零細企業の皆さん方にに対する配慮をしつかりとしていただきたいと思つております。

最後の質問になりますが、関連して、御紹介かたがた確認したい質問をします。

それは、神戸市を中心とするTLOの試みであります。いわゆる都道府県レベルのベンチャーフィードがその機構の中にTLOをつくり、しかも一校の大学ではなく、周辺の大学二校での共同TLOをつくる試みであります。具体的には、神戸市の財團法人新産業創造研究機構がその当事者だが、このTLOは立ち上がつたのかどうか確認をしたいと思います。

さらに、この試みはスケールメリットもあり、情報のネットワーク上にも有利で非常にすばらしい試みだと思いますが、どのように評価をされているのかもあわせてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(村田成一君) 御説明申し上げます。先生まさしく御指摘のとおり、現在、新産業創造研究機構、これは兵庫県の認可した財團法人でございますが、それを中心といたしまして作業が進んでおりますが、今年度内にTLOを立ち上げる、こういう用途で検討が進んでいるというふう伺つております。

この評価でございますけれども、基本的に私も先生のおっしゃるとおりすばらしいことだと評価いたしております。具体的に申し上げれば、一つはやはり地域の複数の大学、これが共同して事業を行なう。しかも、産業界とか関係機関と幅広い連携のもとに幅広い技術シーズの提供が可能に

なつていくといふうなスケールメリットが生かせる、これが第一点でございます。

それから二点目は、情報システムを生かしまして、ある意味で一部門の情報提供ではなくて総合的な情報提供が可能だ、この二点において評価いたしておる次第でございます。

ただ、いずれにしましても、今後できるだけ早期に具体的な提案、これは資金の点ですとかあるのは大学としてどういうポジションで参加するのかといったようなことがきちっと早く固まつていただきたい、それに基づく提案をしていただきたい、こういふうに希望している次第でございます。

○馳浩君 これは私の意見でありますが、ベンチャーステップという観点からのTLOの取り組みばかりではなく、既存の中小零細企業も集まって協同組合等をつくつて、特に若手の方に多いのですが、新しい材料、織維業界だったら新しい生地をつくるか、そういう場合にこういうTLOの取り組みをしていこうと、既存の中小零細企業もそういう取り組みをしている県が私は全国に多々あると思うんです。

そういう点もぜひ考慮に入れながら、そういうふうな支援体制も組むということが必要であるというふうな認識のもとに今後取り組んでいっていただきたいと思います。

○委員長(陣内孝雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時開会

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから中小企業対策特別委員会を開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、渡辺秀央君が委員を辞任され、その補欠として入澤肇君が選任されました。

続きまして、昨日も質問をさせていただきました。たけれども、税制についてございます。先ほど来申しておりますように、私ども民主党がまとめさせていただきました中小企業、商店街振興のこの政策、まさにばらまきの政策ではなくて、ちょっとと言葉が悪いかもしれません、どうしてもばらまき的ではないのかなと。それよりもやはりやる気が出るような、インセンティブを持つていただき、やる気を持つていただき、こういう政策にならなければいけない。

まさにソビエトがかつて崩壊してしまった様子を私も一担当者として通商の場に立っておりましたけれども、ソ連が崩壊したのは何か。これは一言で言えば、やはり社会主義だからではないと思つておるわけでございまして、一言で言えばやる気がなくなったから、国民一人一人がやる気がなくなつたから、国民党一人一人がやる気がなくなつたからでございます。

ソ連の、当時モスクワの駅の前には貨車が、コンテナが数珠つなぎになつております。その中には穀物やらいろいろなものが入つてございました。並べますと約百五十キロになつたと言われております。穀物でも、豊富にされるウクライナのものが小麦でいえば六割、そしてまたジャガイモなんかでいえば四割腐つて使えなくなる。それはなぜ起きたかといえば、これはやはりやる気がなくなつたからにはかありません。

このままモラルハザード、つまりやる気がいわば危険にさらされるようなことがあれば、この日本もソ連と同じ道を行くのではないか、そんな危惧さえしてならないわけでございます。

そこで、やはり税制についてちょっとお聞きし問の答えの中で大蔵大臣は、既にバブルももう崩壊しておりますし、ちょっと私おかしいと思ったのは、バブルをつくったのはあなたじゃないかと言いたかったんですねが、バブルも崩壊しておりますし、承継税、特に土地については三百三十平米まで、百坪まで八割控除という中でもういいのではないか、こんな発言が繰り返されたわけでござ

りますが、政務次官、いかがでございますか。承継税についてのお考えを述べていただきたいと思います。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げさせていただきます。

木俣先生おっしゃつたように、ソ連も共産主義ということもありましたけれども、やる気がなくなりたつたということが大変に大きな原因ではないか、私も大変に共感をするところでございまして、そういう意味で、このやる気を皆様が持つていただくことの一つの条件は、いろんな制度がフェアであるということが大事ではないかと私はもともと考えております。そういう意味から税制は公平、中立、簡素という旨をいつも期して頑張つております。

そういう中で、今、一昨日の大蔵の答弁についてお尋ねがありました。土地については大臣が一昨日申し上げたとおり、数々の改正をしてまいりました、三百三十までは八割ということでやつております。

それに加えまして、ちょっとつけ加えさせていただきますと、相続税、そもそもの計算でかなりのものとの控除がございますので、実質上その控除に加えまして土地の特別の手当てをしておりますので、かなりの部分は済んでおるのではないかというのが私の認識であります。その面では大臣の認識と変わることろはございません。

○木俣佳丈君 今、公平、中立、簡素と言われましたけれども、そういうことを言うならば全然違ひじゃないですか。農業と比べてどうですか、公平ですか。ちょっと伺いたいんです。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

農地についてはどうかということです。

が、農地につきましては、一般の宅地と書いてありますけれども、これは難しい用語でございます。農林山地以外の普通の土地という意味で、委員御承知のとおりでございますが、農地につきましては、農地になつたら長い間ずっと農地でなければいけないといろんな種々の規制があります。

て、宅地と同様になかなか扱うわけにはいかないということで、委員御承知のような状況になつておるということで、そこはそういう公平、中立、簡素という意味から農地と全く同じ扱いをするというわけにはなかなかないと、いうふうに認識をしております。

○木俣佳丈君 製造業をちょっと挙げますけれども、それでは、製造業は継承というか、いろいろ技術を習得するのに短い期間で習得できて、農業は例え長くそれを営農しないと、営業しないとどうにもならない、そういうことですか。これはちょっとおかしくありませんか。なぜ農業はそんなに優遇をされなきゃいけないか。継承してから二十年間やるということであればその税は免れることができる。免れるようなら、税がかかるという言い方の方が正しいかと思いますけれども、これはおかしいと私は思いますよ。

この間、大田区で、深谷大臣が行かれる一週間に、私は恐らく同じへら絞りのプレスのところに多分同じ北嶋さんというところに行きました。へらで要是平板をぐつと押さえつけながら、H.IIロケット、残念ではございますが落ちてしまいましたが、あの先までへら絞りで大きな板でつくつていく、その技術というのは、最低十年でまああだな、それぐらいだそうです。それはそうですね。最先端の技術の、最高部分のその先端をつくっていくというのは、空気抵抗その他もろもろ計算して、だけれども、要するにコンピューター制御ではできないというものを手でまさに、そしてまた腰と手と感覚でつくついく、これは十年でまああかな、二十年でようやく習得できると、いうことを私はそのときに伺つたつもりでございました。

そういう意味で、今言わたしたように、農業と製造業というものをそんなに簡単に話していただきたくない。そしてまた、私は昨日も申しましたように商家の、小きいとですね、の出身でございました。これはお客様との信頼、これはそんな簡単にたやすくできるものではないんですよ。政治家だってそうだと思いますけれども、商い人にとっては十年、二十年、三十年、私の祖父の代から築き上げてきたそういう信頼の中で物の売買といふのをやるんですよ。

ですから、農業がよくて、そういうもの、ほのかのものはそうじやないんだという言い方はおかしいと思います。もう一度お願ひします。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

実は木俣先生と一緒にございまして、うちも代々ちつちやいしようゆ屋をやつておつたのですから、今のお話は非常によくわかるわけでございます。

そういう一方で、十年、二十年、長い信用を得ていかなければならぬというのは私もよくわかるところでございますが、一般的のそうではない方もいらっしゃる。その中で、やはり農業の場合はすべて所有と經營が不可分であるという農地法上の制約がございますので、この場合は極めて異例な措置として、例外的な措置として認めておりません。

それで所有と經營が不可分であるという農地法上ですが、原則としては二十年かかつて営々と築き上げる人もおられますし、一年、二年でどんどんとかわつていかれる方もおられるという中での原則がこうなつておるということをございまして、いずれにいたしましても、これはなかなか理屈でどうこうという問題でもございませんから、政府税調や与党税調等、また先生方の御議論をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○木俣佳丈君 りりこの話をずっとやつてもらちたけれども、そういうことを言うならば全然違ひじゃないですか。農業と比べてどうですか、公平ですか。ちょっと伺いたいんです。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

農地についてはどうかということです。

家だつてそうだと思うんすけれども、商い人にとっては十年、二十年、三十年、私の祖父の代から築き上げてきたそういう信頼の中で物の売買といふのをやるんですよ。

ですから、農業がよくて、そういうもの、ほのかのものはそうじやないんだという言い方はおかしいと思います。もう一度お願ひします。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

実は木俣先生と一緒にございまして、うちも代々ちつちやいしようゆ屋をやつておつたのですから、今のお話は非常によくわかるわけでございます。

そういう一方で、十年、二十年、長い信用を得ていかなければならぬというのは私もよくわかるところでございますが、一般的のそうではない方もいらっしゃる。その中で、やはり農業の場合はすべて所有と經營が不可分であるという農地法上ですが、原則としては二十年かかつて営々と築き上げる人もおられますし、一年、二年でどんどんとかわつていかれる方もおられるという中での原則がこうなつておるということをございまして、いずれにいたしましても、これはなかなか理屈でどうこうという問題でもございませんから、政府税調や与党税調等、また先生方の御議論をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○木俣佳丈君 りりこの話をずっとやつてもらちたけれども、これは難しい用語でございまして、農林山地以外の普通の土地という意味で、委員御承知のとおりでございますが、農地につきましては、農地になつたら長い間ずっと農地でなければいけないといろんな種々の規制があります。

そういう意味で、今言わたしたように、農業と製造業というものをそんなに簡単に話していただきたくない。そしてまた、私は昨日も申ましたように商家の、小きいとですね、の出身でございました。これはお客様との信頼、これはそんな簡単にたやすくできるものではないんですよ。政治

る。

大蔵省としては、とにかく取りやすいところから取つてやれ、わかりやすいところから取つてやれ、こういう発想で恐らくはされておるやに見えますけれども、そういう中で変えたいかなきやいけないものについては、昨日、深谷大臣が言われたように、例えば株式の評価の仕方についても、これは要するに上場していなければいい、公開していればいいわけですが、しかししながらそうでない場合、流動性がないわけです。しかし、そこにつかつてくる。それも、しかも類似の企業のそれと大体評価額を似せてくるわけです。ですから、非常に困つておる会社が多いのは、それは政務次官も御案内のとおりだと思つております。

ちよつと一例、二例を、これは通産省の方、中小企業庁の方がとつたコメントでござりますけれども、例えば自社株評価について、町工場の用地はその事業の性格からして農地と変わらないのではないか。さつき言つたことですね。それから、税について言え、手元金融資産が少ないので相続があれば自宅、事務所を売却するしかない。親から子へと事業継承し、零細企業を引き継ぐ場合には株式評価の手段の配慮をしてほしい。自社株は相続税資産の対象から外れないか。こういったものがなるる集められておるわけでございます。

こういった意味から、または大臣はとにかく絶対にやるんだということで言われておりますのですから、これは大蔵省としても、いや、我が党としても、ぜひこの承継税については、要是公平、簡素、中立と言わされましたけれども、そういう今までのフロー経済からストック経済へ流れていくわけです、高齢化社会というのは。

ですから、どうやつてうまく引き継いだらいいかといふことも含めてこれは絶対考え方かなきやいけないポイントだと思いますが、もう一度どうですか、その辺の株式の。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

中小企業の事業承継税制の中で、取引の相場の

な

い

株式をどう見るかということをございます。

そこで、税の理屈を申し上げて恐縮なのでござりますが、時価というものが相続税法第二十二条に出でまいりまして、この時価がないものについては方式を別途定めると、これは委員御承知のとおりでござります。

そこで、時価というものをどういう算定方式でやるかということになるわけでござりますが、これは時価というものがいろんな政策目的等によって、この場合はこうだ、この場合はこうだというふうになるのは先ほどの税の理屈からいつでもなかなか難しいわけでございまして、これはなるべく時価に近いものとなるべく客観的な方法で算出するということでございまして、そこをいじるというのはなかなか難しいんではないか、こういうふうに考えております。

おつしやつたようにいろんな算式をやって、類似業種比準方式と純資産価額、それからその組み合せといふうになつておりますけれども、これは今後政府税調等で議論をやつていかなければならぬと考えておりますけれども、このそもそもその税率をどうするかとか、そういう話じゃなくて、そのもどになる時価といふものをどう算定するかという部分は客観的にひとつひとつとしていかなければならないと考えておるところでござります。

それから、この税の問題に関しては、残念ながら今国会、臨時国会と時間的にはずれができてしまう。これは、税制調査会等の動きもあって、十二月に結論を出してくるものだと思っておられますけれども、この臨時国会の中での方向はきっと出していくみたい、こう考えておるわけあります。

その中で、私どもが特に重点を置いておりますのは、承継税の場合の株価計算の仕方。今も政務次官は時価をおつしやつたが、この時価が一体本当に正しいのか正しくないのか。今までの状態でいえば割高であったことは間違いない。そういう意味では承継する場合に非常に大きな影響を受けたわけありますから、私はここは大蔵省と十分な話し合いをしながら答えるを出していくかなければならぬものだと考えて持論を繰り広げているわけでござります。

○木俣佳丈君

本当にそういう思いをしますのでござります。

ですから、本当に自民党政権から我が民主党を中心とした政権に変わらなければ変わらぬのかな、我田引水、自画自賛ではござりますけれども、

な

い

感じです。

ですから、何年たつたら本当にらちが明くのかな

じですね。何年たつたら本当にらちが明くのかな

という感じです。

そこで、本当に自民党政権から我が民主党を

な

い

感じです。

だから、これは大蔵省としても、いや、我が党

と

して

も

、

ぜひこの承継税について、要是公平、

簡素、中立と言わされましたけれども、そういう意味からも、そしてまたマクロ的な、そういう今までのフロー経済からストック経済へ流れていくわけですね。高齢化社会といふのは、

な

い

意味です。

ですから、どうやつてうまく引き継いだらいいかといふことも含めてこれは絶対考え方かなきやいけないポイントだと思いますが、もう一度どうですか、その辺の株式の。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

張りたいと思つております。

○木俣佳丈君

ただ、大臣、今回の国会を中小企

業国会と小渕總理が言われておるわけでございま

すから、今の自民党税調、そしてまた政府税調、

こういつた答えを待つておりますと十二月末、そ

してまた法案提出が来年になりますと、三月の予

算が上がつてからその以降審議ということになる

かと思うんですね。そうすると、三月決算の会社

には間に合わないということになりますと、今年

度は先送りということになります。

方回づけても、例えば御党のやられることを見

ても、船舶検査、ことしですか、ガイドラインの

国会がございまして、私も委員で出させていただ

きました。最終的に民主党としては、若いびつ

ではございましたが、この船舶検査は最重要と考

えながら、もう一回戻していただけるなら賛成で

すよと、ここまで申し上げて党内を調整した経緯

がございますが、結局いまだかつてこの海上警備

行動、その他もろ、領域侵犯、あるわけでござ

いませんけれども、この一番大事な船舶検査とい

うものが欠落しているんですね。最も重要な

こと、これが國の領海を守つていく

という意味においては。

ですから、ちょっとそのあたり、本当にもう超

大物大臣でいらっしゃるわけでござりますし、今

国会を中小企業国会ということであれば、政府税

調のスピードを上げていただきて今国会にぜひ、

我々がもし出すのであればそれは真摯な御討議を

お願いしたいと思いますが、いかがでございま

しょうか。

○木俣佳丈君

次に、もう一度、承継税でちょっと

と資料を持ってまいりまして、現職の大臣の方々

がどのくらいの宅地にお住みかという資料を持

てまいりました。

十九人のうち十人が三百三十平米以上、百坪以

上の土地に住まわれている。しかも、二つの家を

持つていらっしゃるなんて本当にうらやましい方が多いわけでございまして、私なんかは月々八万円の借家でございまして、別にそんなことを言いたいわけではございませんけれども、本当に差があるなと思うんですね。ですから、大臣たちも住むだけで百坪以上のところにほんどの方が住まわれているわけですから、この事業を隣でやっているわけですから、百坪に限つてというのでは余りにも少ないということをちょっとつけ加えさせていただきたいと思っております。

次に、留保金課税についてございますが、こちらはもつと問題が大きいわけでございまして、これについては、では政務次官から。どんなお考えをお持ちですか、留保金課税について。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

委員お尋ねの留保金課税というのは、同族会社

に対する留保金課税制度についてということだと

思いますが、同族会社という言葉も税法上の言葉でございまして、実際には三名の方が合計して五割以上持つていて、この三名の間は別に同族でなくともいいということだと思いますが、こういう会社にありますては、この三名とか少数の株主の方が意思決定権を現実に握つておるということでございます。

会社から支払える配当が、利益があつた場合あ

るのでございますが、これを個人で配当を受け取ると、これは個人の累進の方に行く。こちらに残しますと、それは回避ができるということも予想されるために、必要以上に会社に所得を留保する

という、そういう傾向が出てくることが予想されるわけでござります。これに対応するためには、税負担の公平という言葉を何回も使って恐縮でございますが、公平を確保するという観点から設けられておるというふうに考えております。

そして、この課税があるということで、今申し上げましたように、間接的には配当をきちっとやるという配当支出の誘因として機能を果たしておるということが一つでございますが、もう一つは、法人と個人の負担の差をこれによつて調整してい

こうということありますから、現行の法人税と所得税の基本的な枠組みを前提に考えますと、これは当然必要なものだというふうに考えておりま

す。

○木俣佳丈君 今の定義は恐らく昭和三十六年からほとんど変わっていない言い方でございまして、私、昭和四十年生まれですから、生まれる前で、もう卵にもなつていないようなものがこんな大きくなるまで同じ答えを言つてゐるんですよ。やめませんか、そういうの、お互いに年が余り変わらないわけですから。思ひませんか。私、そう思います。我々生まれる前の定義を使つてゐるわけなんですね。おかしな話だと思いますね。

それから、やはり不當に蓄財するということでお法人税を抜いた後の留保金に対して一〇から二〇%かけていくということですが、これ、欧米ではありますか。私が調べたところでは、アメリカにはござります。しかし、不當に蓄財したときのみではござります。しかしながら、不當に蓄財したときのみでございまして、例えば昨年の税額のトータルが日本では千六百六十七億でございましたけれども、アメリカの場合は十七億円、円換算しまして百二十円ぐらいですね、十七億円という差があるわけですね。ですから、こういった制度はないと思ひますし、今言われたような正当な理由が、もう差が縮まりまして、法人税、所得税、変わつてきていると思うんですよ。だから、そういう意味でも、これは廃止と通産省の方々が言つてゐるのは私、本当にそうだと思います。

もう一つ決定的な理由を言いますと、五年間の損益通算のものがありますね、課税に對して。例えば創業一年目、創業じやなくてもいいですね、ことし一年目が一千万円損をしました。赤字が出ました。五年間一千万円出ますと五千万円赤字が出ました。六年後に例えば三千万円益がようやく出たときに、損益通算して、要するにまだマイナ

ス二千万あるから課税はしませんよという制度が片やあるんですが、この三千万円に対しても留保金をした場合には課税がかかるんですよ。だから、どうやつて資本を蓄積するんですか、小さな企業が。先ほど公取委の方にも聞いたような、そういう

所

所で、私も昭和三十六年から、やはとんと変わつてない言い方でございまして、生まれる前で、もう卵にもなつていないようなが、先ほど公取委の方にも聞いたような、そういう小さな企業をまさに助けるというのにこういういびつな税法を、本当に前近代的な、まさに取りやすいところから取つて、中小いじめのような法を、さもありなんというようなことで昭和三十六年からずっと言い続けている大蔵省の気持ちがわかりません。

だから、今回はぜひこれは廃止をしていただかなければ私はちょっと納得できませんが、いかがでござりますか、御意見が何かありますか。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

では税がかかりました。法人は四〇%でございました。この差が三五%あったということが一つ。

それから、やはり不當に蓄財するということでお法人税を抜いた後の留保金に対して一〇から二〇%かけていくということですが、これ、欧米ではありますか。私が調べたところでは、アメリカにはござります。しかし、不當に蓄財したときのみでございまして、例えば昨年の税額のトータルが日本では千六百六十七億でございましたけれども、アメリカの場合は十七億円、円換算しまして百二十円ぐらいですね、十七億円という差があるわけですね。ですから、こういった制度はないと思ひますし、今言われたような正当な理由が、もう差が縮まりまして、法人税、所得税、変わつてきていると思うんですよ。だから、そういう意味でも、これは廃止と通産省の方々が言つてゐるのは私、本当にそうだと思います。

そこで、何年もずっと同じことというごと

ざいましてけれども、累次、これも全く生まれてから一センチも身長が伸びなかつたというわけではなくて、昭和三十六年四月一日、生まれる前も積立金課税、それから超過留保課税というごと

ございまして、先生がおつしやつていたよう卵のときがあつたわけでござります。その後、留保金課税ということで三十六年四月一日から適用が始まつて、その後三十八年、三十九年とずっと五十年までいろんな条件の見直しをやつてきたところでございまして、そこで成長がとまつてしまつたのではないかと言わればそろかもしれないけれども、そういうような種々の改革を経て今の状況があるということだけ申し添えさせていただかたいと思います。

○木俣佳丈君 それで、要是リーズナブルであるから、理論的であるからこれは残さなければいけないと考えるわけでしようか。では、ちよつとそれを。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

そこは大通産大臣が後ろにおられるので大変申

し上げにくいところでござりますが、現時点で我が省といたしましては、これはきちっととした目的のもとにあるので、最初に申し上げたように、必

要に思つておるという答弁になるわけでございま

す。

○木俣佳丈君 それでは、通産大臣伺いますが、いかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業に力をつけるためには、私たちも留保金課税は廃止と主張しております。これも今は大蔵省と真っ向からやり合つておる最中でござります。

○木俣佳丈君 それで、勝ちそうでございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) あなたを初めとする議会側の力が重要なポイントだと思います。

○木俣佳丈君 これもやはり、我々民主党も先立つて留保金課税廃止の法案を出したいと思っておりますので、ぜひ通産大臣を中心にして自民党的皆様方も取りまとめていただきまして、御賛成を賜りますようお願いしたいんですけど、よろしくうござりますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私としては全力を尽くしたいと思っています。

次に、人材関連の御質問をしたいと思っておるわけでござります。

○木俣佳丈君 大変力強い本当にお言葉をいただきましたてありがたく思つておる次第でございま

ます。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業、そしてまた創業してわずかな企業と

いうのは、廃業、つぶれてしまふまでの期間といふのは非常に早いわけございまして、三年未満で七〇%、五年未満だと大体八五%が消えてなくなるというのが統計であります。こういうのを見ますと、やはり自分の親が廃業した口でございますので、ああ、そういうものかなということを非常に痛切に感じるわけでございます。

やはり、失敗の原因というものをどう生かしていくか。「失敗の本質」なんという本があつたかに記憶しておりますけれども、こういった失敗の原因をやはり熟読玩味、熟読というか、要は本当に熟考しながら成功につなげていくというのがまさにこの中小企業の、または次の世代の役割ではないかと思うわけでございます。

そこで、失敗の原因というので、これは白書にある数字でござりますので正確だと思いますけれども、一番多いのが四七・二%で「経営ノウハウが未熟だった」、そして四一・九%が「マーケティングが不十分だった」、次が二四・一%で「他企業との競争が激化した」、そして次が二〇・九%で「人の育成を怠った」ということでございます。金融については、実は意外と少なくて八・九%で、第七位でございます。「金融機関の十分な理解が得られなかつた」というのは、実は少ない数字で載つておるわけでございます。

これというのは本当に当を得ているんじゃないかな、的を射正在んじやないかな、こういう気持ちで読ませていただくわけでございまして、経営ノウハウが未熟であった、つまり、要は番頭さんがいなかつた、自分ができなきや番頭さんもいなかつた、自分ができるなきや番頭さんもいなかつた、こういうような読みかえもできますし、マーケティングが不十分であった、自分は経営者としてももちろんマーケティングもしますけれども、先ほども申しましたように、経営者というのはトップでござりますから、マーケティングのノウハウももちろん身につけていながらも、やはり作業的にはだれかにやつてもらうとか、そしてまた四番目の、人の育成を怠つたというのは、まさしく勤労者の教育面で怠つたということでありまし

て、一位、二位、四位というものが人の面である。これは実は非常に大きなポイントではないか。

ですから、我々、先ほどから申しますように、民主党として元気の循環を出すためには、やはり大企業、中小企業の間、そしてまた地方と中央の間で人の行き来もかなりつけなきゃいけないんだ、そしてまた特に地方のサポートの体制、また必要な人が必要なところへ行けるようなマッチングのシステムというもの、つまりは、一言で言えば、ソフト重視の政策でなければ元気は出ないんだということを結論づけさせていただいておるわけでございます。

そこで、幾つか施策的にも現在政府がされておるものがあるわけでございますが、これは労働政務次官はあと十分ぐらいで出ていかなければいけないというところでございました。

伺いたいんですが、いい人材を探ることについてどんなことをされておるわけでございますが、勤労者を雇い入れるという立場から。

○政務次官(長勢基選君) 中小企業の育成という

問題がございますが、現在やつておりますのは、

中小企業の人材確保のために中小企業労働力確保法という法律がござります、これに基づいて、人材を確保するための雇用管理の改善計画を立てて

いただいておる企業に対しまして、そこで人を雇つていなければ賞金助成を行うとか、あるいは採用活動、適性検査等に要する費用の援助、あ

るいは労働環境整備等に対する助成等の措置を講じております。これは大変評判がよくて、今一万二千件程度の改善計画の申請件数も出ておるところでございます。

また、こういう時代でござりますから、いろんな人材が大企業等から出てきておりますが、この方々とベンチャー企業を中心とする中小企業の方々と直接結合いたしますように、そういうベン

チャー出会いの場といったようなものを全都道府県で開催する。

さらに、今度の新しい経済新生政策におきまして、今補正予算を要求しておりますけれども、中

小企業で特に成長分野や地場産業でこれから先導的な役割を果たしていただける、こういう企業に對して教育訓練等に對する助成を強化するというようなことを今やつておるわけでございまして、こういうことで地域に対する波及効果も期待をいたしたい、このよう思つております。

○木俣佳丈君 私は、だかららまきだと言つたのですが、何かといえば、出せば絶対にもらえるからです、六人までは、賃金の半分を。四百十億円ですよ。SBIRに出したお金が百十億ですよ。

もちろんそれは、雇用が悪化している、そしてまた中小企業の方々が人材を求めているということもありますが、私、実例を幾つも幾つも当たつております。これは本当にありがたいよという声があります。それは何でかといえば、だれでもかれどもとにかく出せばすぐもらえるから。だから、こういったものがまさに僕はらまきだといふふうに言わざるを得ないと思うんです。

そしてまた、まさにベンチャー出会いの場みたいなものは、十六都道府県で開催して一・五万人参加されている。それはそれで役に立つてゐるかと思うんですが、最後に言われた地域の雇用創出特別奨励金につきまして予算要求を今され

ていますが、もう実施してあるんじゃないですか。(第二次補正)と呼ぶ者あり)ということですが、私が伺つたときに、全国に四千程度の企業をピックアップして、そこに對して実施し、十五万人ぐらいいの雇用を生み出さんだという、題目はしばらくいんですが、では、どうやつて十五万人というのを確定していくのか。聞いたら、都道府県に任せた。だから、都道府県の商工部がこんなことでき

ますか、目つきですか。四千の企業をどうやってピックアップするつもりですか、ちょっと伺いたいんですが。

○政務次官(長勢基選君) 四千の企業は、先ほど申しました労確法に基づく改善計画の認定企業の中から地域的に先導的な役割を果たせるものという感覚で認定をいたしますので、地場の事情がわかつておられるところで御理解いただけるものと思つております。

ただ、先生先ほどから、優秀な人材を確保するという焦点を絞つた政策になつてあるかと言われると、今大変雇用状況が厳しい中での対策の部分も含めてこの政策をとつておりますので、若干、先生の御期待と違う部分が入つてあるかなという

○木俣佳丈君 ちょっと私、それは本当に問題発言だと思いますよ。優秀な人材と優秀じゃない人材とは私一言も言つていませんし、人間というの

は皆やっぱり優秀なところもある優秀じゃないところもあるんじゃないですか。そういう考え方自体が本当におかしいと思います。適材適所でしょ

う。そういう考え方方はちょっとやめてほしいと思つております。

とにかく、そういう考え方方はやめていただきたいんですが、人材の育成について、そこで、適材適所ということで教育訓練給付ということで八千円、四四万人ぐらい申し込みがあるということです。しかし、例えばいろいろ訓練を受けたいたいと思う人も大学とかそういう、アメリカの場合、コミニティ大学というのは御案内のところです。コミニティ大学といふのはないものですから、もちろんこの政策の中には通信大学や夜間大学といったものは入っておりますけれども、昼間の大学に対してはこれまで支給されないわけですよね。なぜそういう使い勝手が悪いことに、二百七十三億もこれに使うの

かわからないのですが、ちょっとお答えいただけますか。

○政務次官(長勢基遠君) 幅広くいろんな教育訓練機関で訓練を受けるといふが、能力の向上を図つていただくことが大事だと思つております。

大学については、現在はそのとおりでございま

すが、さらに検討してまいりたいと思います。

○木俣佳丈君 アメリカ、イギリスという欧米のことばかり言つてはいけないかも知れませんけれども、やはり大学というのは一つの町の中心であつて、知識の集積地というのか、そしてまた人の交流の場所というのか、または高齢化を迎えるに当たつて、再教育の場という意味でも大学の充実というのは非常に大事だと思います。

政務次官、恐らくもううちの議員が待つておりますので、もう御退席いただいて結構でございま

すので、ぜひ厚生委員会の方へどうぞお行きください。

文部政務次官にもちょっと伺いたいんですが、

今給付金がやっぱり夜間大学しか使われないと

いう現状をどう見ますか。これから拡充できますか。

○政務次官(河村建夫君) 夜間大学を認めて、さ

らに昼夜開講制の大学についてはこれを認めるといふ方向で、これは新たに給付金の指定を受けておりますので、大学についてはそれを認めるといふ方向……

○木俣佳丈君 曙間。

○政務次官(河村建夫君) 星夜ずっと続けてやつ

ているところですね、そういう方向でありますか

せんが、二十万上限ということ、本当は私も再教育を受けたいぐらいだと思っておるわけですが

いますが、もう少し、まさに登録を、申し込んだら即そが二十万来るという方法から、もうちょ

うと何というんですか、ハードルを高くしながら、

頑張つてやろうという人にお金が出来るような方式

といふのは考えていらっしゃらないんですね、いか

つと伺いたいんです。

○政務次官(河村建夫君) 今度は奨学金制度も非常に拡充をいたしまして、そういうことで希望される方、これは有利子ではございますが、奨学金についてはそういうことで、希望される方には原則として差し上げたいという方向で今進めており

ますので、奨学金の方で対応を当面するというこ

となると思います。

○木俣佳丈君 だけれども、これは働いている人

に出るんですが、奨学金。働いている人で、もう一回そういう再教育を受けたい人に。

○政務次官(河村建夫君) お答えします。

社会人でも再入学されて勉強なさるという方に

は奨学金は差し上げております。

○木俣佳丈君 勤いていながら。

○政務次官(河村建夫君) 働きながらでも学校にお入りになるわけですね。

○木俣佳丈君 出るんですか。

○政務次官(河村建夫君) 出します。

○木俣佳丈君 わかりました。

そしてまた、先ほどから申しますように、日本

は例え商売ということで区切りますと、大学の中

にそういう講座を設けているところが、昨日、

私は文部省の方に伺つたら四十三、そういう企業

を助けるような講座を持つておる大学があるといふふうに伺つております。もちろん企業を助ける

うふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で

いらっしゃいますが、今予算を要求しております。

それから、慶應大学も今それを申請しようとい

うふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で

いらっしゃいますが、今予算を要求しております。

それから、慶應大学も今それを申請しようとい

うふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で

いらっしゃいますが、今予算を要求しております。

それから、慶應大学も今それを申請しようとい

うふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で

いらっしゃいますが、今予算を要求しております。

それから、慶應大学も今それを申請しようとい

うふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で

いらっしゃいますが、今予算を要求しております。

うふうに思ふんですね。そこがうまく整合性がないのではないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか、そういう拡充について。

○政務次官(河村建夫君) 御指摘のとおり、アメリカの五百に比べて日本は今五十とおっしゃいましたが、こういうベンチャービジネス論等々のま

さに経営者を養成するような講座はもう今八十二

歳で進んでおります。これはもつともっと進む

方向に今私はあると思つておりますが、その拡充

は私は非常に大事なことだというふうに思つてお

ります。

そういうことから、文部省としても今後ともそ

れを進めていかなきやいかぬということで、さら

に大学院設置基準を改正いたしまして、いわゆる

ビジネススクール、アメリカなんかのプロフェッ

ショナルスクールでありますと、それに対応する

専門大学院といいますか、大学の修士課程をそ

ういうふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で

いらっしゃいますが、今予算を要求しております。

それから、慶應大学も今それを申請しようとい

うふうに特化させる、こういう制度を設けま

して、今年度では一橋大学が、あなたの母校で</

お尋ねの件でございますが、私より初めて伺つた次第でありますので、現地の状況も調べさせていただきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

○木俣佳丈君 ちょっと、大丈夫ですか。大変有名な会ですよ。本当に調べて御報告をお待ちしております。

それから、人材のサポート、経営サポートの面でちょっと話をさせていただきますが、これから三百の地方にセンターをつくられてやられるといふことがあります。大変いいことかなと思つたり、三百という数字が非常に気になつて、何だろう、何だろう、あつ、小選挙区単位かということに気がつきまして、これはまたえらいことだなという思いも今しておるわけでございます。

昨日もそしてまた衆議院の方でも御質問がありましたけれども、やはり今まで相談窓口とか相談員とか配置仕様、または相談員は商工会だけでも八千七百人、中小企業診断士が記憶が間違いなければ大体一万六千人から七千人いる。これはペーパードライバーでござりますけれども、いらっしゃるという中で、もちろん経営指導は銀行員がやつているという言い方もできるかもしませんが、この三百の窓口にだれが来るのか、だれが指導をするのかということが本当に大事だと思いますし、それによって予算がもう本当に変わってしまうということをございます。

どういう方が来て、どんな指導をするのか、今までお答えになつてるので大体概略わかつておりますが、ちょっとクイックでお答えいただけますか。

○政務次官(細田博之君) 御存じのように、これいは団体中央会等々で専門の指導員、診断士、そまでは商工会議所ですか商工会ですか、あるういった人たちとも連絡をとりながら最もいい人を派遣するというふうなこともやつてきたわけですが、それけれども、それにこだわらず、先ほど来木俣委員がいろいろおっしゃつておりますように、民間にたくさんのいい能力を持つた方々もお

られるし、従来どおりの記帳を教えるところから始まつて、昔から非常に基礎的なことをやつてしまつた方々も多いわけでございますから、それだけでなくて、これから発展に役に立つような方をこそ集めようというのがまず基本的な趣旨でござりますので、民間とかあるいはそういうことを仕事としている人も含めて募つてまいりますし、学校の先生でも役に立つ人はお願ひするということを地元を挙げて進めていきたいということを願つておるわけでございます。

○木俣佳丈君 ゼひこれは、中央からの指令である機関にお金が行くだけではなくて、やはり地元のニーズに合つた地元の対応、お金は上げるけれども、帳簿をつけるだけだったら、それは結果であつて、それは帳簿をつけるのも大事ですよ、だけれども、帳簿をつけるだけだったら、それは結果での接合点というのを指導してあげること。

先ほども、東大阪そしてまた大田区、そして我が故郷の豊橋、愛知ということを言いましたけれども、特に大田区なんかでも、例えばこういうことがよく言われます。何をつくつたら売れるのかわからない、もちろんすばらしい企業もありますが、この三百の窓口にだれが来るのか、だれが指導をするのかということが本当に大事だと思いますし、それによって予算がもう本当に変わってしまうということをございます。

通産省の方で見てみますと、三千百三十三億円要求されておるようでございます。金融対策二千三百六十二億円、そしてまたその他経営基盤の強化七百七十一億円ということであります。が、この中で今申し上げたようなソフトを支援するということで考えますとたかだか四十三億円、または多く見てもそのベンチャーや國民運動の展開などを見ますと七億円、合わせて五十億円ぐらいたと思うんですね。そんなソフトの支援をしないで、先ほどアンケートを初めて言いました、今、中小企業が求めているものはそういうたびの支援なんですね。もちろん、金融の貸し済りもひとくじあります。

同僚議員が、もう衆議院の方で口を酸づべくか成して、先ほど労働省の方々が四千社、どうやって拾い上げるのかわかりませんけれども、そういうのとうまくコーディネートさせて、まさに先ほど十五万の雇用をそこで創出するんだ、通産省流に言えば一万社を見つけていくんだという話ですね。政策目標が出たということはすばらしいことだと思いますけれども、そこが上限なんだということもあります。大体胸に刻んでいたいたいと思いますが、しかし大胸に刻んでいたいたいと思いますが、しかしやっぱりソフトな支援というのをしなければ、僕がちょっと聞いた話で、これは通産省の方にも

思いますので、ゼビそのあたりは大臣、政務次官も御注目をいたさますよにお願い申し上げたのですが、大臣から一言お願ひします。

○国務大臣(深谷隆司君) 木俣委員御指摘のように、形だけそろえて数だけそろえないというものでは全くありません。当面は百ヵ所を目標にして計画をしていきますが、その百ヵ所の選定や運営方法、対応がまさに最大の試金石になると思いますから、これに対しても相当に真剣な覚悟で取り組まなければならぬと思っております。

○木俣佳丈君 時間が迫つてまいりますので、今関連で御質問を続けたいと思います。

まだ閣議決定しておりませんので要望ベース、要求ベースということで第二次補正の予算案を見ているわけでございます。中小企業対策七兆四千億ということをありますけれども、このうち五兆億というこの安定期化のための保証の額でございます。その他二兆四千億も、実はよく見てみると金融がほとんどの要求であります。

通産省の方で見てみますと、三千百三十三億円要求されておるようでございます。金融対策二千三百六十二億円、そしてまたその他経営基盤の強化七百七十一億円といふことであります。が、この中で今申し上げたようなソフトを支援するということで考えますとたかだか四十三億円、

いつときの麻酔を打つたりカンフル剤を打つだけではだめだというのは、これは本当に秘匿に説法だと思つておりますけれども、ソフトの支援が本当に少ない。要求するなら何でもっとソフトな支援をしてもらえないかということを思うわけですが、それほども、いかがでございますか。

○政務次官(細田博之君) 通産省といしましては、そこのソフトな支援にも随分この補正予算で要求をしておると考えておるわけでございます。細かくは申し上げませんけれども、ナショナル支援センターの関係、都道府県支援センターの関連では、プロジェクトマネジャー等の支援人材の確保ですが、事業可能性の評価委員会、ベンチャー等中小企業の発展段階に応じた診断助言事業、取引適正化・苦情処理機能の体制整備事業あるいは中小企業情報化促進支援事業、デジタル革命周期に応する情報化促進診断助言事業等々を講ずることとしておると思っております。

○木俣佳丈君 ゼ、だつて三千百億のうち五十億でかなりと言われても、これは違いますよ。我々、概略試算をしますよ。これは本当に同僚議員の皆さんも納得いただけると思うんですけれども、中小企業で会計士やアドバイザー、こういふの経費をどのくらい使うか。例えば百円ぐらいうる使う。ちょっと大きな会社ですよ、四万社とか五万社ぐらいいピックアップして考えますけれども。四万社ぐらいい会社が年に百万という単位では、やつぱりアドバイザーに対しては少な過ぎますよね、相場からしても。そうでしょう、そう思いませんか。五百萬ぐらい使うとすれば、五百萬円掛ける四万社で二千億、その半分を例えば国費なり譲りがある。月収の三倍ぐらいいしか貸してくれない。そこが上限なんだということも、大臣、

僕がちょっとと聞いた話で、これは通産省の方にも

言つたけれどもわかりませんでしたが、経営指導をすると言ふんですね。要は、どんな指導をするかというと、まあちょっと来てくださいよと。二回まで受けます、二回まで二時間。こんなことがあって、あんなことがあって、どんなことがあってと問題をさらけ出したり。そしたら、はい二時間終わりました、ありがとうございました、二回まで、終わり。ふざけるなという感じですよ。これが経営指導だったら、何か全部聞かれて、指導というよりも本当に情報をとられてそのままみたいな、そんな感じなんですね。だから、そういう指導が実は末端の一番大事なところで行われているというのを現状を伺いました。

ですから、今言われた五十数億でそれでもう十分だなんて言われても私どもは本当に納得ができないわけでございますが、もう一度ちょっと大臣からぜひソフト支援についてお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(深谷隆司君) 本俣委員のお話を聞いていますと、ソフト支援ということをかなり限定的におっしゃっているんですけど、私たちもっと広い規模でソフトというのは考えています。

今のは四十三億円も支援センターを中心としたところのソフトであります、これにはオンラインで提携するとかさまざま�新しい情報のパイプをこしらえてやっていくというふうな工夫を大いにしていくわけでございます。また、情報関連予算だけでも二百一億、技術開発でも百七億といったように、広い意味でのソフトにはかなりの要求をしておるつもりであります。

また、金融関係についてのお話でありますけれども、例の十兆円追加については信用保証協会の補助金の九百億というわけです。

○木俣佳丈君 いろいろ言い方は表現の仕方でありますけれども、先ほどのアンケートで見たようなものに限ってということでございます、私が申し上げておるのは、

思つて何を支援していただきたいかというと、一つの方法でございますが、アンケートをもとに組み立てていくというのが普通のロジカルな考え方だと私は思いますですからそういうふうに申し上げたわけでございまして、これは一段の御配慮をやつぱりしていただきないとダメだと思つてはいます。我々が本当に政権を持つてからこういうものを断固としてやつていきたいとうふうに思うわけでございます。

それで、例えばやる気が出るようなそういうふうな支援の中でも日本版のSBIR制度というのがござります。日本では九九年度でわずか百十億円。アメリカの場合、ざっと百二十億円で換算しますと三百十七億円ここにつき込んでいます。

まさにベンチャーキャピタル、エーラン、エーランズツリー、エーランズスリリーと分けて、資金の調達が可能なら、そしてまた政府の買い上げ、そういうものの名前を含めて中小企業を助けようと。もちろん、これはアメリカの大きなところはDOD、国防総省が主

きいというふうに私も聞いております。工本ギーギーとDOD、こういうものが多いというふうには聞いておりますけれども、いかにもこれは小さな過ぎる。日本が例えば経済がアメリカの半分と

単に見ましても、一千三百億だったらは例えれば六億とか七百億とかここにやはりつき込んで、まさに今、創業のときは二百万ぐらいで創業できる有限会社だつたら三百万ですが、もっと少なくとも創業できますが、要するにそこからベンチヤー

キャピタルが投資してくれるまでの間をつなぐ。
いう発想がこのSBIRの発想なんですね。
ですから、もちろん今通産省さんを中心として
昨日もありましたように、今の省庁からもつと土

了の省庁へ大御尽力をされておると聞いておりますけれども、これたしか応募して七倍ぐらいの倍率だというふうに聞いています。これはなぜせちだかということを知らせておきますか。

も、個々の方々にはどういうことがあつたかと
うことはできるだけ御説明するように、御質問に

○木俣佳文君 余り追及してもしょがないと思つております。
あればお答えするようにしていますか、とにかく非常に少
採用される率がおつしやいましたように非常に少
ないものですから、そういう点はまだ問題がある
と思います。

○木俣佳文君 余り追及してもしょがないと思つております。
いますけれども、やはり失敗を前提とする社会で
すし、そしてまたなぜ落ちたかというところを
例えればビジネスプランを出した、窓口がはじいた
何ではじかれるのかな、どこが悪いのかな、そ
ういうところからもう一回刷新していくというのが
一番の大事なところでありますて、これは直ちに
やはり落ちたら落ちた理由、なぜ落ちたのか、
こはまずいとか、それが指導なんですよね、大臣
そこが指導。

○國務大臣(深谷謙司君) スモール・ビジネス・
イノベーション・リサーチ、難しい言葉で表現
ていますけれども、今までにない初の試みであります、日本にとつては、

五つ、実際には九省にまだありますけれども、
その省がばらばらに持つていて資金も全部集め
て、具体的なプランを発表して手を挙げていただ
く、そこから新しい技術革新を起こしていくこと。
と、スタートしたばかりで、まだ応募した人た
ちから選定したという状況でありますから、ま
たこれからだと思います。そういう意味では、企
体で百十億が多いか少ないかと言われば、「これ
からがスタートだとお考えいただく以外にはない
と思います。

そして、今、木俣委員が指摘された、例えは「
を挙げて内容を書いて届けた、外された、一体ど
こに原因があつたんだろうか、その原因の中から
また新しい技術を開発していく」という、この趣
り返しは非常に大事だと思います。

ただいまの御発言は一つの貴重な御提言として
受けとめたいと思います。

○木俣佳文君 ありがとうございます。ぜひ、な
ぜだめなのかということを教えてあげていただき
たいと思います。

最後の質問になりますけれども、このSBIRは

先ほども申しましたように、アメリカ再生のキーワードであるなんという表現を使われたりする方もあるわけですが、いまして、若干経済の構造または国総省の予算の比率とかそういうことは違いますけれども、しかしこれが一つの中小のまた発火点なっているのは、これは言をまたないと私は思ひます。そこで、いやお金をどこで捻出したらいいかという一つヒントを我々も差し上げたいというわけでございます。

うに思つておるわけでござります。

けですか。これを足し算すると、合算しまして、ノルマを達成するには、円ござります、公営競技。

だらどうかということをさせます。
根拠は、（発言する者あり）いやいや、それ
いろいろあります、そこを何とか言わなきや
けない、やらなきやいけない。

なせいか言いたいかなどと、競馬で戻ってきてく率が七五%です。公営競技会体平均しますと、体そなものなんですよ。ところが、アメリカ文化もある州では、例えばスロットマシン、ちょっと状況は違いますが、スロットマシンでいえば八

%戻しなさい」と、州の法律まであるんですね、ギンブリング法なんというのが。そしてまた、イリスの例えは競馬なんかで統計とつてみます、九割以上が戻るような仕組みになつていてるん

ですから、そういう意味で、いろんな操作をすればどんなことでも言い逃れできますけれども、この公営競技の1%をこういったベンチャーや使っていく。かける人も何かわくわくしてかけます。

すよね、これが使われるんだと思うと。今まで
ろめたかった方がなぜか前向きに、おれは競馬

行くんだと自慢をするようになるかも知れないという思いもするわけございまして、別に競馬をやりなさいということではないんですね。要は、胴元が二五%取るといつたら、ある業界よりも非常に高いんですね、実はこれ。まあ、ある業界は言いませんが。

ですから、そういう意味でも、こういつたもので対応していくとか、そうしなければ、それこそ、政務次官いらっしゃいますが、大蔵省がうんと言わないんですよ、とにかく。

だから、どこで捻出をするのかということでやらないと、都知事はこの辺のウォーターフロントでギャンブルやつたらどうがなんて言うんですが、そんなものじやちょっと困るんですね、本当は認めましょう、だけれども公営とつく以上、その一%ぐらいを例えればそういうベンチャーにつき込んだらどうかというアイデアがありますが、通産大臣、いかがございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は、マージャン一つできない全くギャンブルに縁のないそういう政治家でありますから、答弁のしようがないなど今伺つていました。

今までのやつております競馬とか競輪というのは、地方の財源になつたり福祉に充てられたりしているわけでございます。新たにそういう提案というのが一体国民の皆さんがどう受けとめるんだろか、一つ間違えると、ある程度はギャンブル容認という形になるのか、大変難しいところだと思います。きょう初めて伺いましたが、自分の心中でもよく議論しながら、承つておきたいと思います。

○木俣佳丈君 本当に長々いろいろな御質問をさせていただきましたけれども、ぜひ、私はとにかく生涯かけて中小企業政策ということについて貢いでいきたいと思っておりますので、御指導のほどをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○山本保君 公明党の山本保です。

私は、今回審議されております中小企業基本法の本当に基本的なところをお聞きしながら、私専門が福祉、教育でございますので、それに関連する点を少し詳しく聞いてみようかなと思つております。

最初に、今回、中小企業基本法が改正になつて、すぐわかります大きな改正点といいますと、中小企业という概念、範囲の拡大がなされているといふことであります。中小企業という概念でくつてさまざまに支援をしようというわけですから、昭和三十八年と比べて現状は違う、変わつてきて、これによつてまたその業種についても細かく分けようということについては、私もなるほどと思うわけでございます。

ただ、そこで心配になりますのは、いろんな党の同僚議員からもお話を出していますように、このことでいわゆる小規模の経営、今度は法律を見ますと、小規模企業ですか、こういう概念も出されているようでありますけれども、こういうところに対して手厚い対応というのがなされるのである。競争でありますとか市場原理とかまた個性を発揮させるということ是非常に結構だと思うんですよといふことを公表いたしました。

○山本保君 ありがとうございます。

あと長官にももう少しその辺を詳しくお聞きしたいと思っております。

今お話を出ましたような小規模のための設備投資ですが、無利子であるとか、無担保といふのはまたないようでありますけれども、この辺について融資の状況を主にもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、私、言葉が足りなかつたんですが、この小規模に限定した一千億程度の融資というのは本来は担保のある部分でございます。ただし、担保のない人はどうするかといふので政府系の関連のある、あるいは民間の経緯を経ながら、その設備を買い取つてリースでお貸しする、この場合には当然のことながら担保は要らない、こういうきめ細かい中身になつております。

あとは長官に答えさせます。

○政府参考人(岩田満泰君) 小規模企業者に対する無利子融資制度でございますが、今国会に提出を予定しております中小企業近代化資金等助成法の改正によりまして、現行の設備近代化資金貸付制度を全面的に見直しまして、原則として小規模企業者を対象とする設備資金の無利子貸付制度を創設するということでございます。

特に、具体的に申し上げますと、三百の支援センターを設けて細々とした御相談に対応していくことでもその一つでございますし、今までいうこともその一つでございますが、既存の企業の経営基盤の強化、創業者というものをさらに新たに加えるということがございますが、既存の企業の経営基盤の強化をも含めまして、償還期間を現在の五年から七年に延長をし、小規模企業者の負担の軽減をしておつた。使い勝手が悪うございました。これを逆に小規模だけを対象に限定して、そして職種は問わないということにいたしまして一千億程度の予算を組むんだということを公表いたしました。私が神戸に行きましたときの記者会見で発表したわけでございますが、これは、小規模企業の皆様方にに対する対応は変わらない、むしろ一生懸命やるんですよといふ自分なりのメッセージのつもりでございました。

最初に、周知徹底の点で足らざるところが、ある。周知徹底の点で足らざるところがあつたと思ひますし、何よりもやっぱり今までのものは使い勝手が悪かつたというふうに思ひます。今度の場合は当然大いにPRいたしますが、使い勝手がいいように、例えばラーメン屋さんを開業するにしてもこれが活用できるといふことでありますから、そういうことをもっと明白にお伝えすればかなり活用されるのではないかなどと思います。

○山本保君 それでは次に、商店街についてお聞きしたいのでございます。

今回、十八条を見ますと、商店街の活性化といふ条文もつくるれているということで、改めて読ませていただきたいです。なるほどというふうに思ったわけでありますけれども、その中には「利便の増進を図るための施設の整備」でありますとか、「共

同店舗の整備その他」と、こういふうようにいました。ただ、私は、ちょっとこの法律条文だけを読みますと、何か建物をつくることだけが出来ているような気がするわけなんです。

それで、私も実は愛知県でございまして、先般も愛知県名古屋市の商店街の振興組合の方、連合会の方にいろいろお話を伺いました。その中で、本当に地域の小さな商店街というのは、大きなお店ができたり、または交通が便利になればなるだけ都心の方に出ていってしまうわけで、なかなかうまくいかないんだというふうに伺つたわけですが。

それで、そのときのお話の中からなるほどと便利な商店街というのは、単に便利なものがあるとか安く物が手に入るというだけのことです。これは確かに大きな企業に負けてしまうと思うんです。ただ、そうではない面も一つ二つあると。私の専門の福祉の方の考え方でなるほどと思つたわけです。

例えは子育てというようなことを見まして、昔、駄菓子屋があつて、そのおばちゃんたちがよその子供に注意をしたりする。住宅街だつてそれはしてもよろしいんでしょうけれども、なかなかやかよそ様の子供さんに口を出すなんて難いわけですね。やはり、御商売をなされている、物と物との流通というのは、まさにマルクスではありますけれども人間関係の基礎になるわけでありまして、そこに確かに子育てという面で社会的な教育力というのがあつた。

また、最近特に政治課題として最も重要なお年寄りの問題にしましても、昔、墓会所といううなものがあつたり、最近は徘徊などという、何というか、非常に非人間的な言葉を聞くわけになりますけれども、町の中をぶらぶらしているのは、これは徘徊でないわけでありまして、まさにそこには、中でお年寄りが生活をするということを助けていくというような機能があるんじゃないとかいうような話し合いをこの前したわけであります。私もなるほどなと思つておりますし、今般の

の法律だけを見ますと何か建物だけをというふうにも読めますが、「その他」等もありますし、特に中心市街地の活性化という法律も以前できただと思いますが、この辺についてこの法律、今回の基本法と絡めましてどのような施策を展開していくことをされているのかをお聞きしたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 御承知のとおり、商店街の問題は全日本の課題であります。この間も御答弁しましたけれども、大都会においてももちろん問題はござりますし、また地方においてはさらに問題がある。それは大規模店舗の影響ということもありますけれども、高齢化をして後継者がなかなかいないという問題も加味されて、非常に大きな問題であるわけでございます。

実は、私は自由民主党におきまして中心市街地再活性化調査会の事務局責任者を務めておりまして、たまたま茂木政務次官も一緒にやつて、これをどういうふうに活性化させるべきかという法案づくりの段階から検討してきたわけでございます。

このたび図らずも通産政務次官になりましたので、さらに進めたいと思っていまるのは、今十三省庁でこの中心市街地活性化の事務所、オフィイスを設けてあらゆる市町村の方の御相談に応じています。ですから、これ、ぜひ地元の皆さんにもよく相談してほしいということが第一点。

助成の内容などは省略しますけれども、町に近いところはこうしなきやいけない、交通もバスの便をよくしなきやいけないと、もういろいろ分かれられるわけです。そこで、各市町村が定めます基本計画も区々でございまして、今百七十六だつたと思いますけれども、基本計画が既に出ております。

それで、実にぎのうと、私たる施設の回転率など、いろいろ、いわゆる厚生委員会でございまして、そこで自分なりの実は私案というのを出させていただけいた。それは、今の介護保険のお金が全体で四兆円というふうに言われているし、どんどんふえるであろうと。ところが實際はそうじやないんだといふ観点を数字にして出してみました。

その中の一つ、一番大きいのは、今おっしゃつたことによつと絡めて少し説明しますと、実は三・五兆円ぐらい要ると言われております施設の関係の費用がある。ところが、この施設というのは、今まで三種類ありますけれども、大きなホテルのようなものを建てる。これは中心地なんかには建てられませんから、大体田舎の山の中へ建てたりしてやつておると。この費用というのが単純に考えても一人当たり一ヶ月三十万円以上かかるわけです。しかし、それを何とか地域の中で、もつと手軽な、施設という言葉を福祉で使いますとありますので、最近はグループアパート

シングでありますとか、そんな言い方をするんですね。けれども、新しい、在宅支援なんだけれども、それをまた専門的に応援しようというようなものをつくつと開いてきたいと。こういうものをもつくりつていけば、これだけで実は、要介護度のⅡという余り重くない方の辺の例えは四〇%ぐらいの方がそれを利用するというだけで、実は四千億円ぐらいのお金が、余ると言つては失礼ですけれども、今までの積算では高過ぎるんだというようなことを申し上げました。

今、次官の方からお年寄りのことが出ましたので、私そういう点で見ますと、ちょっと福祉の方の、特に介護などの大きな生活というもののこととこの商店街とか町づくりということが少し絡んでいないような気がしますので、大臣、政務次官の方からもその辺について、また福祉関係にも声をかけていただきたいらいいかなと思つておりますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

では、もう一つ、これとまた絡むんですが、企業組合というのがあると。それで、私も実はNPOなどの方をやつてきましたが、恥ずかしい話ですけれども、つい最近までこういう便利ないろんな事業をするのに利用できる制度があるということを余り知りませんでして、この前、担当の方に聞きましたら、いや実は通産省の方でも余り活用されていなかつたんだというようなことを聞いたわけであります。例えばそういうのを見ますと、知事の認可によるそうですが、ほとんど資金の定めなども非常に自由になつているというふうであります。私は、こういう企業組合などものが例えば介護事業のようなものにどんどん進出していってよろしいのではないかなと思つているわけなんです。

実は、先ほどのお金のことと絡みますと、きのう申し上げた第二点としては、今一般に介護保険の保険料、例えばヘルパーさんが時給四千円といふ形で出しているのは御存じと思うんですが、これらなどはまさに公務員の給与を単価にしたものでして、積み上げていった、看護婦さんよりは少し

下になるんではないかというような形でつくり上げた。また、市場がつくったお金じゃないんですね。実は全部今まで役所の方でつくってきた、公務員単価を割り戻しただけなんです。これがもとになつてやっていますから、これも例えば民間の方がどんどん参加すればもっと安くなるだろうと。私のきのうの積算では、まず一年間で二〇%ふえたとしても三千億円ぐらいのお金が出てくるというのを出したんですけども、合計で九千億ということを申し上げたんです。

このためには、しかし絶対必要なのは、今福祉の方ではやる方が少ない。もっと前に言えば、こういうイメージがありまして、役所が認めた者だけがやればいいんであって、ある一定の規模を持つた者でないとだめなんだということがあるわけなんですよ。そこをもっとどんどん緩和して参入させればいいのではないかということを申し上げたんですけども、この企業組合というものについて、基本法はどうもないようありますけれども、施策をどのようにすることを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) この間、参議院の決算委員会のときに、私が答弁に立つて、NPOも中小企業と同じ扱いをしてしまう議員さんがおられたんです。それは、それも一つの御意見であります。しかしNPOは営利を目的としている企業の営利を目的としている企業

で取られて会社へのスムーズな移行ができるものですから、私たちはそこに着目して、企業組合の株式会社化にスムーズに流れるよう、そこに実は重きを置いた対応を今度入れておるわけであります。

○山本保君 大臣、それは私がお聞きしましたことなのでございますので、お触れになりましたから、ちょっとそのことについては一つあるんですけれども、まさにNPOというのに欠けていますのは事業であります。もっと大きな事業としてつくりつくりのものとしてはなつてないという課題があるものですから、それに絡めてお聞きしたとおりです。もっと大きな事業としてつくりつくりでござります。

ただ、もう一つだけ申し上げますと、企業組合など、介護事業とか保育関係、子育て支援とか、こういう事業をどんどんやりましょうという話で今お聞きしたわけですけれども、こういうのは一画面で言いますと、いわゆる公益という事業であります。ほんとお金はもうかるわけがありますから、私があのとき申し上げましたのは、さすがに通商産業と、こういうことを考えられているわけですから、本来ならといいますか、今までの概念でいえば、こういうものについては、介護などについては進出すべきかどうかというのは大問題になるはずじやないかと思うんですよ。

ところが、実態に応じて、やつておられる方もおられるじゃないかということで、応援しようと言われるわけです。ですから、それであるならば、今までの古い、営利と非営利と分けてあるのをもう一度考え方にして、より幅広く中小企業というものがありますということを申し上げたわけあります。福社・介護の関係の事業等では、むしろこれから活性化していくには、委員御指摘のような企業組合を活用していただくことが非常に大事だらうと思います。

これはストレートでこのまま書いているわけで

はないのでありますけれども、一方で、現在ある企業組合の四〇%は会社になりたいと、こう言つておるんですね。ところが、一たん事業を清算い

アのような形で始まりますけれども、しかし、サービスを受ける側からしますと、ボランティアというのは非常に不安定であります。またいろいろと行う従業員といいますか、働く方が出てくる。必ず事業化するわけであります。なかなか今までボランティアでも始まれば、必ずその中には一人二人、専門的にそれをコーディネートするような方が出てこなくちやいけませんし、それをきちんとしたものとみなして、NPOも今おっしゃつたとおりです。もっと大きな事業としてつくりつくりのものとしてはなつてないという課題があるものですから、それに絡めてお聞きしたとおりです。もっと大きな事業としてつくりつくりでござります。

ただ、もう一つだけ申し上げますと、企業組合など、介護事業とか保育関係、子育て支援とか、こういう事業をどんどんやりましょうという話で今お聞きしたわけですけれども、こういうのは一画面で言いますと、いわゆる公益という事業であります。ほんとお金はもうかるわけがありますから、私があのとき申し上げましたのは、さすがに通商産業と、こういうことを考えられているわけですから、本来ならといいますか、今までの概念でいえば、こういうものについては、介護などについては進出すべきかどうかというのは大問題になるはずじやないかと思うんですよ。

○政務次官(細田博之君) ベンチャーエンタープライズの定義はなかなか明確でない一面もございますけれども、新基本法におきましては、経営の革新、創業の対象となる事業活動のうち、新しい規範性を有する技術または著しく創造的な経営管理方法を活用したものを創造的な事業活動と定義して、第十四条におきまして、その事業活動の促進を図ることを規定しているわけでございます。

ベンチャー企業は、産業の新たな分野を拡大するだけでなく、新たな関連産業の創出にも資する存在であり、その支援は中小企業政策の柱の一つに据えて取り組むべき重要な課題であると認識し

ておるわけでございます。

今般の経済新生対策における措置を初めとしたとして、今後、ベンチャーエンタープライズの株式会社化による出資の拡充を図ります。

問題は、ベンチャーエンタープライズとして今考えているのは技術的にも材質的にも相当先端的なものでございますから、そういったところに知恵を出し、あるいはお金を出すということもやはり目がきく人たちが誘導していかなければいけないし、発想する人も本当に意識の高い人でなければいけないと私は今までそういうことをやつたこともありますけれども、そういう人は必ず全国にたくさんおられるわけでございますので、それをできるだけ支援しようという考え方をここに盛り込んでおきます。

○山本保君 そうしますと、それについて少し次官にお聞きしたいわけですが、例えば今おっしゃいましたような形でたくさんいると思いますが、私など本当にこういう面では素人として心配しませんし、何か自分自身の経験からしましても、どんどん会社を起こしていくとか人を雇つて仕事をするというものにしり込みをしてきましたので、公務員になつたり、こうなつたわけでありますけれども、これからこういうことをどんどん進めていく必要があると思うわけであります。今回、この基本法の中でどういうふうにベンチャーエンタープライズを育成していくかというふうになつておるのでございましょうか。

○政務次官(細田博之君) ベンチャーエンタープライズの定義はなかなか明確でない一面もございますけれども、新基本法におきましては、経営の革新、創業の対象となる事業活動のうち、新しい規範性を有する技術または著しく創造的な経営管理方法を活用したものを創造的な事業活動と定義して、第十四条におきまして、その事業活動の促進を図ることを規定しているわけでございます。

ベンチャー企業は、産業の新たな分野を拡大するだけでなく、新たな関連産業の創出にも資する存在であり、その支援は中小企業政策の柱の一つに据えて取り組むべき重要な課題であると認識し

資、その他積極的な今までにはなかなか考えられなかつたような政策を多数盛り込んでおるわけでございます。

○山本保君 そうしますと、それに関連しまして、今のお話はいわゆる株式でありますとか社債を出すようなときにも応援をしてというふうに聞いております。買いやしくといいますか、それに投資をしよう、または応援しようという人のリスクを少しでも減らそうということだと思うんですけれども、今、日本で実際そういうような株を買おうとか、または社債を買おうというふうに思いましたが、なかなか実際にはほとんどないんじゃないかな。何か最近新しいそういう市場もできたというふうに聞いておるんですけど、特にアメリカなどと比べまして新しい仕事を始める人を応援するということについて、きょうは大蔵省は今いないので、通産省としてのお考へでいいんですねけれども、何かもう少し市場の中でそういう直接金融ができるような手を打たなくちゃいけないんじやないかなと思つてますし、最近、お聞きするところ、そういう動きがあると聞いておるわけですけれども、この辺についてはいかがでございましょう。

○国務大臣(深谷謹司君) いろんな形がござります。例えばエンジエル税制なんかの充実というのは、まさにアメリカの経験的なものを今度もつと拡充していくこうということです。つまり、新しい事業を行う場合には、おつしやるとおり非常にリスクが多いわけですねけれども、かといってそれに対する協力体制がなければ新しいものは生まれませんから、アメリカでは個々の個人の持つている資金を、例えば一千万なら一千万を十人が出し合つて育てるとか、そういうフロンティアスピリットみたいなものがありまして、それが非常に大きな効果を上げている。

我々でも、例えば社債については保証協会で保證させていくような道などを考へているわけでありますが、そうなれば引受手の金融機関等は当然出てくるわけでございます。ですから、いろんな

角度から資金調達を、間接金融に頼らないで、だけなくて、直接金融に期待していくような体制

というのはつくつていかなければならないというふうに思つています。
NPOと組合の関連に関しては、先生御指摘のいろいろな意見、通産省でも前々から承つております。して、そういう中からいろいろなアイデアが生まれつつあるということをあわせて敬意を表して申し上げたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 創業・ベンチャー対策というのは、本当に多岐にわたつてます。私が最初に政務次官に着任して、これはどの法律でどういうふうになつてどういう助成制度があるんだと全部まとめさせたら、こんなになるんです。直接金融面、つまり資金面でのベンチャー対策としては、民間リスクマネー供給の呼び水となるような政府機関からの出資を拡充するということと、それから中小企業の社債、私募債発行に対する信用保証を付与するということ、無議決権株の発行要件を緩和するということ、詳しくは申しませんけれども、それから株式市場自体を改革し活性化しなきやならないということ、担保に乏しい中小・ベンチャー企業への資金供給制度を創設し無担保のワラント社債の引き受け等を行うことと、そしてベンチャー向けの特別保証を延長して、創造法認定企業とか経営革新法認定企業、産業再生法等あるわけでございますが、そことの保証を延長すること、そしてエンジエル税制、これはこれから年末の税制に向かいまして拡充をするということにしております。それらが資金面でございま

す。それからもう一つは、教育というものを持つていかなきやいけない。小中学校のころからベンチャーの心を持つて子供が育つようにということが必要ですから、教育面でもやらなきやいけない。こういう総合的な考え方で取り組んでおることを御理解いただきたいと思います。

○山本保君 もつときちんと通告しておけばよかつたんですが、私が最後にお聞きしたかったのは、今のように通産省がいろいろ行つておるという場合に、やはり市場ということになりますと、金融政策の中で、そちらの方がもつと積極的にそういう場をつくつていかなくちゃいけないんじやないかと思いましたので、その辺についてぜひ調整をしたいだけれど、積極的に行つていただきたいと、こういうことを申し上げたかったわけだと思います。

最後に、ちょうど今、次官の方からお話をあつたところでございますけれども、教育において、特に学校教育の中での起業家精神というんですか、そういうものをつくつていくことが非常に重要だと思うわけでありまして、この辺について文部省はどんな対応を考えておられるのか。特に初等中等教育を中心にして、今後そういう中へ入つていくとどう方をどのような形で育てていくのかと、どういう点についてお話しいただけますか。

○政務次官(河村建夫君) 山本委員御指摘のよう、これから経済社会の中で生き抜く経済人を育てるためには、生徒はたくさんおるわけですが、しかし先生の方も、生徒はたくさんおるわけですから、もちろん政治家になるのもおりましても、しかしながら、音楽家になるのもおる、いろいろな生徒の中何%かはそういう方面に行くような子供をやつ

ぱり最終的に育っていく、そういう気持ちが先生方に必要であります。

学習指導要領等も、総合的な学習時間というのを今度設けましていろんなことが授業の中ででき活用してチャレンジ精神を生み出すような教育をしていくということだろうと思うんです。もちろん、夢をかき立てるような授業をしてもらわなければいけませんから、例えばソニーのような町工場からあそこまで行つたそういう話とか、あるいは松下幸之助さんもそうでしょう、そういうよ

うなこともその中に織り込んで子供たちに夢をかき立てるような授業をする、そういうことが私はこれから必要になつてくる。

これは、高等学校になつてきますとベンチャービジネスとかそういう言葉も入つてまいりますけれども、特に小中学校ということになりますとまづ基本的なことをきちっとやりませんと、何せ掛け算も分数の割り算もできないような大学生を幾らつくなつて、そしてベンチャーだといつたってなかなか難しいですから、まず基本だけはきちんとやつた上にそういう方向で進むべきであります。

これは概略的な話ですが、私はそういうふうに感じておるんです。

○政務次官(細田博之君) 私は、この際ですから政治家としても申し上げたいんですけどね。

私はアメリカで自分の子供を小学校にやりました。小学校一年生でアメリカで教えたことは何か。私はびっくりしました。それは、アメリカでは有名な詩があります。アイ・アム・ミーという詩であります。私は私だと。その詩の中身を読んでみると、私はほかの人が行動するようにには行動しない、ほかの人が着るようなものは着ない、人の考へることと私の考へることは違う、それがアイ・アム・ミーだと、こう言つてゐるんですね。それを小学校一年生のときから教へてゐるんですよ。

つまり、人と自分はなるべく一緒に行動しよう

という教育が日本の教育ですし、我々の基本的な文化的発想だと思いますが、そうでない教育を一年生からしているからやつぱりベンチャーワークの思想あるいはフロンティアスピリットが育つんだなと思つて、これは負けたなと思いながら帰つてきたという経験がありますので、こういう教育をしなきやいけないんです。個性を大事にして、人と違う人間、自分が一人でも切り開く意欲を持つた人間をやっていかなくちゃいけないんです。私はそう思いましたので、念のため、余計なことですけれども申し上げます。

○山本保君 不一致だとは思わないんですけども、まさに私もその辺は専門なものですから、日本の場合のそういう発達課題というようなものも、幼児期については非常に詳しく研究もありいろんなスキルもあるんですけれども、確かにおっしゃるとおり、自分なりの自意識が出てくるときから、いわゆる子供、そして中供、思春期、この辺をどう育していくのか、どういう意識を持たせていくのかというのは、確かに今学校教育でも欠けていると思つておりますので、私も同感であります。

そこで、ただ一つだけ、今度は、先ほど木俣委員の方からもいろいろお話をありました、さつき、労働省は帰りましたけれども、教育給付のことがありまして、あれができたときに私は、最初は専門学校だけだつたんですね、それで国会で、委員会で、専門学校だけなんでおかしいじゃないか、そういう教育をするのは学校教育なんであって、学校教育になぜいけないのかということを申し上げて、半年後に予算ができたときに、今度は学校教育でもいいということを高校、大学に行けるようになつたという経緯があるんです。

先ほど、昼間もいいじゃないかと。まさに昼間もよろしいし、働いている方にも奨学金も出るわけですが、しかし、そうなりますと、土、日、日に学校が開いていなかつたら実は中小企業の人は行けないんじゃないかと思うんですね。ところが、私立の大学などは結構そういうことを進めているん

ですから、ここは文部省にぜひ、今回のこの法律を見ましても、まず、大学はいいんすけれども、高等学校レベルから、いわゆる高専とか、そこの辺から今現実に働いている人が学校へ行けるよらず変えなくてはいけないんじゃないかと思うんです。

私は、まず今働いている人にいかに情報を持つてもらい、また技術を、技術は持っているんです、先ほど木俣さんの方からもありましたように、日本の中小企業の技術というものは大変な技術でありますけれども、しかし、残念ながら非常に経験的な技術でありまして、それが応用がきかないなぜか。簡単なんです。それは今の、今までの学校教育自体がまさに金融と同じ護送船団方式だったんです、私が言っているのは。

というのはどういうことか。あなたは中学校出たから将来係長までですよ、高校出たからこうですよ、私学出たからこう、東大出たからこう、こういうふうに全部決めてあります、別に文部省が指導しているわけじゃないんだけれども、指導以上のものですね、もう百年以上やっていますからね。これで自然になる。

ということは、今中小企業で働いている人はどういう学歴なのか、こういうデータがないんですよ、一度きちんとぜひ調べていただきたいんです。私の知る限り、私が愛知県内のそういう会社、工場などへ行って働いている方に聞きますと、高校を出たとか高校卒業していらないという方が結構多いんですよ、物すごく。中退です。大学を出た、工学部を出たなんという会社の人はまず社長の息子さんぐらいいしかいませんわ。こういう状況をますと土曜日、日曜日もきちんとあけて、そして中小企業で、さっきの話はこれから中小企業で働くチャレンジ精神を持つた人を育てようというお話を大変大事なことなんですか。それとも、まああと五年、十年先の話になる。

ではけれども、国立大学ではたしかほとんどいるかゼロじゃなかつたかと思うんですよ。

私はそういう、いわば大学などについて、もつと土曜日、日曜日もきちんとあけて、そして中小企業で、さっきの話はこれから中小企業で働くチャレンジ精神を持つた人を育てようというお話を大変大事なことなんですか。それとも、まああと五年、十年先の話になる。

うにする。そして、それも普通の子供のように三
年高校で四年大学なんというわけにはいきません
から、もつと単位認定もきちんとする。それから、
先ほども出したけれども、奨学金だつて、親が
かりの人と違うんですから、これは大分変えなく
ちゃいけない。雇用保険の方でも教育給付を出
しているわけですから、子供を持って生活をしてい
る人が勉強をするという体制をつくる必要がある
と思うんですね。
それができれば、おもしろいことに、これが変
われば今までのさつき言つた受験体制というのが
変われる可能性がある。東大の工学部を出るために、
何にもわからないけれども何でもいい成績をとれ
ばいい学校へ行けていい会社へ入るというものが
変わつてくるわけとして、まず最初に地域の小さ
な会社でどんどんやりたいことをやって、そして
高校へ行き大学へ行く、大学に行き学位を取ると
いう道ができるんじゃないかというのが私の一つ
の夢なんです。
時間がもうなくなりましたけれども、政務次官、
この辺について、今中小企業で働いている人の技
術を高め情報を高めるための施策というものにつ
いて、文部省はどういう手を打たれるのか。
○政務次官(河村建夫君) 山本委員の御指摘は非
常に大事なことだというふうに思います。特に、
このような技術革新の時代ですから、企業をさら
に伸ばしたいと意欲に燃えた方はもう一回再教育
だとみんなそう思つていらっしゃいます。
そうすると、やっぱりその受け皿が必要になっ
てくるわけで、特に、今おっしゃったように中卒
のような方ですと高等学校の夜間とかそれから通
信教育あたりが非常に最近広がっております。そ
れから、放送大学あたりを御利用いただくとい
うこと。
しかし、具体的な技術ということになりますと、
さらに深めていただく必要がありましようから、
これはどうしても大学ということになつていくだ
ろうと思うんです。これも、大学の方は、山本委
員もお認めのように、かなりそういう施設ができ
ること。

そこで、まだこれは確定したわけじゃありませんが、国立大学も今度独立行政法人化、そういう形ですね。いわゆる護送船団方式はやめて、お互に競争し合いながら教育力を高めていく方向ですから、これはもう大学も知恵を働かせいろいろ努力をしていただいて、そして開かれた大学にしていただく。それは当然、労働者、働いている人たちにも聞くという方向が打ち出されて私はしかるべきだというふうに思います。

それから、奨学金の問題については御指摘のとおりであります、もうこれから親がかりではなくて、特に働く人は收入がありまして、自分で金額を選択して、幅を持たせて五万コース、十万コース、十五万コース、自分で返せる能力の中で、そのかわり希望される方には全員貸与するという方向で進んでおりますので、そういう形でやつていきたいというふうに思っております。

○山本保君 時間が来ました。

どうもありがとうございました。終わります。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。

きょうは深谷通産大臣と、中小企業者の切実な願い、これを一步でも二歩でも前進させるような、そういう前向きな建設的な議論をさせていただきたいた、そう思っております。

私は、東京大田区の中専機械金属加工業者が今日抱えている課題がどういうものか、それについてきょうは取り上げてみたいと思うんです。

大田区には現在、従業員四人以上の工場が三十四工場、そのうちの七七%、二千三百十五工場が機械金属加工業で占められている。そのほか、従業員三人以下の零細企業也非常に多いわけです。中小企業がこれだけこの狭い地域に集積している、そういう地域というのは世界広いといえどもこの大田区しかない、そのように言われておりますし、私も何度も視察しながらそのことを痛感しております。

そういう中で、この大田区の位置づけについて、一九四四年版の中小企業白書は次のように述べております。「大都市圏加工型中小企業は、技術工業に対する意欲が強く、その五・一%が研究活動を行つてゐる」、「中でも大田区等の東京都の城南地区に集中している」、「こうした中小企業が集積する我が国製造業の中核基盤の一つである」、このように白書には書かれているわけです。

○國務大臣(深谷隆司君) 今、緒方委員が御指摘のようでありますし、また白書でも書いてありますように、まさに大田区というのは金属加工業等の基礎的な技術を有する中小企業が非常に多くあります。ここで、しかもも従業員がお話しのように三人以下というような非常に小さなところが必死になつて頑張つておられる。こういうような状態をぜひ、前にも伺ったことがありますけれども、大臣になつて改めて視察をしたいというので過日参りまして、改めてその地域の積極的な中小企業の動きについて感銘を受けて帰つてきました。

○緒方靖夫君 大臣が感銘を受けられた、非常に

白書は統けてこう述べているんです。「大都市加工型集積は、新製品の開発、高度技術による加工・製造、大企業製品の設計など高度技術の「苗床機能」を持つ我が国製造業の基盤として極めて重要な役割を果たしてきている。今後とも国際的環境の変化の中で、かかる機能を担うことが期待されている。」、こういうふうにしてその機能の集積、これを高く評価しているわけです。

大田区の中小機械金属工業の機能の重要性を認めたものでありますけれども、この点についての大田のお考えも聞いておきたいと思います。

○國務大臣(深谷隆司君) そのとおりだと思つて

例えば、私が参りました工場で感想を一つ申し上げれば、ここはプラスチック成形の中小企業の

工場でございますが、機械化ということと職人のわざといううんですか、それを融合させてその会社を活力のある会社にしている。それが非常に特徴的でありました。

だから、こういうような中小企業の、つまり近代的な機械化と職人のわざとを一体として進めいくということには、これからの中堅企業のようも含めて非常に参考になると思いました。

産業の空洞化、それから最悪の長期不況、さらには産業構造改革や大手企業のリストラ、こうしたことも相まって仕事量が大幅に減少している。何しろ仕事がない、この叫びも大臣は聞かれたと思ひます。それからまた、熾烈な単価の切り下げ、自分たちがやつていてる仕事が一体幾らでやつていてるかわからない、後で来てみると大変な切り下げがある。これも日常茶飯事の実態です。こうしたかつてない事態に直面している。この三年間の機械金属加工工場の推移を調べたけれども、実際に一%も減少しているわけです。

成六年の空洞化実態調査報告書、関東通商産業局、これが出した報告書はどう言われているかというと、「廃業が進み、これまで大田区の製造業の高い技術力を支えてきた中小零細企業の横の連携による仕事のやり取り一水平分業ネットワークが一部で崩壊の危機に瀕している。」こう書かれてゐる。それに加えて、「廃業や転出が進んだ結果、仕事を受けてくれていた職人がいなくなり、困った事態になつてゐる」、「この先、仕事が来ないと技術の伝承が済まないうちに廃業をせざるを得ない」といふ。日本では大田区でしか出来ない仕事もある、「こういうことがるこの報告書に書かれているんです。

現状はどうか。五年前よりも一層深刻化している。この点では、大臣と私、認識の違はない。

思います。一層深刻化している。そうすると、うした中小業者の叫び、今の現状を何とかしてくれ、私、これ叫びだと思うんです。

大臣は観察されたと思います。しかし、大臣が忙しい中で詳しくつぶさにその状況をつかむということはまず不可能だと思います。それでは、大臣、通産省がこういう状態について、仕事の状況から暮らしぶりの変化までつかんで、そういう

五時間ぐらいで走り続けております。したがつて、大田区に参りますのもそんな長い時間ではありますせんでした。だから、十分な勉強をしたとは僭越ながら申し上げられないと思つています。

しかし、大田区の実情を見に行くに当たりまして、通産省の諸君が、今までの経緯の問題についての詳細の説明があり、大田区にはぜひ行つて大臣みずから見てきてくださいと積極的に言っておりました状況を見ますと、かなり大田区について状況判断し、また期待も持つてゐるというふうに思ひます。

なお、私が参りましたときに、短時間であります

て、中小企業の代表的な方々や区長さんもお集まりました。そういう中で、例えばかつては九千社ぐらいあつた、それがだんだんに少なくなつて、今六千五百社程度であるという話も聞きました。それから、そのような状態になつた最大のものは、やっぱり景気の動向であつたと。バブルがはじけたて以降の長い長い不況の実態があつて、それが中小企業がうまくいかなくなる大きな原因であつた、したがつて早く景気を回復させてもらいたい、経済の再生に全力を挙げてもらいたい、そういう声が非常に強くございました。

からそういう点では特別信用保証制度というのは役立つた、これをぜひ延長してもらいたいと。こ

れらの声も後に私は反映させていただいたつもりであります。そのほかに、技術改革などにおきましてまだまだ足らざるところがあるので、産学官連携等の技術開発については積極的に応援してくれ、こう、いふような数々の声がございました。これらの声を短時間でありますが聞きながら、これからの方策に生かしていくと思つております。

しかし同時に、大臣が訪問されるときに、いろいろ通産省の関係者から話を聞いた。十分状況判断をしていると今言われましたけれども、私はそういうふうにはどうも思えない。やはり本当に今大田区で起っている叫び、これは全国での叫びだと思いますけれども、このことをしっかりと今までいただく、このことがこれから施策に非常に役立つだろうということを確信しております。その点で、どういう実態があるかということが大事な問題なわけですから、今の実態調査が述べた水平分業ネットワーク、これはまさに大田区がその典型的なわけですね。大臣にくどくと言ふ

造、メッキ、塗装、横につながるそういう分業のネットワーク、これが大田区の特徴です。その基盤技術が今や崩壊の瀬戸際にある。

このことが実は九六年度版中小企業白書でも指摘されている。「大田区においては個々の企業が自らの加工技術に専門特化し、技術力を高め、集積内の横の連携＝水平分業ネットワークを効率的に利用することにより、集積全体の競争力を高めてきた。しかし、近年の倒産・廃業等の増加に伴つて水平分業ネットワークの一部が崩壊の危機に瀕している。「金属加工なら何でも可能」といわれた大田区であったが、一部の企業がいなくなることにより技術の歯抜け状態となり、集積全体

としての機能が低下する懸念が生じ、個別企業の倒産・廃業という現象にとどまらない集積全体と

しての分業機能に影響が及んでいる。」白書が三年前に既にそう指摘している。それからまたさらには今深刻になつているわけです。

ですから私は、こうした状況、歯抜け状態と白書が述べた状況、これは言つてしまえば今までにそれが歯槽膿漏がひどくなつてがたがたになつてある。水平分業ですから、一つが抜けたら立ちたたない、そういう危機感があるんです。

私が聞きましたけれども、現地の中小企業団体、これは大臣が行かれたところとも重なるかもしだれませんけれども、その方がまさに今なら間に合つて、今ならばこの集積を救うことはできる、しかし今まま手を打たないで放置されたならばこれは救われない、今そういうせつば詰まつた状況にあるんです。

私が思ひ出してくれるのは、大臣、九二年九月に下請担当の通産省の課長が現地を訪問して、そして直接見て非常に驚いた。中小企業はこんな高い技術を持つていると。そして、これを課長が認識すると非常にいいことは、白書にもそれからこの問題を書かれるようになつた、また施策にも反映された、そうした効果があつたと思うんです。

今、大臣は状況を判断していると思うと言われましたけれども、私は、忙しい大臣が再び大田区に足を運んでいただきたいとは申し上げません。しかし、この切実な叫び、中小企業の方々が手おかくなつたらもうこの集積は守れない、そう言つておられる切実なこの願い、これをやはり大臣の代理として、大臣が任命する方などなたでも結構ですから大田区に派遣して、その状況をつぶさに時間かけて調査して、そして大臣が把握する、そうした調査をぜひお願いしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほども申し上げたように、通産省の諸君が大田区を含む地域、集積型の地域等々、熱心でないかと問われたら熱心であると私は素直にお答えをいたしております。ただ、私たち、あなたも含めてそうですが、政治家として本当に暮らして一緒に苦楽を分かち合ってきた者の感覚と、優秀だけれども役所の中

での感覚には確かに乖離があるかもしれないなど思ひます。しかし、その乖離を埋めるのは政治家自身だと私は思つています。そういう意味では、

私は大臣になりましてから、通産省の諸君と本当に四つに組んで語り合つています。そういう意味では、私がわつてだれかを行かせて勉強せよというお

言葉は、私は大事に受けとめたいと思っています。

また、中小企業厅長官も来ておりますから、どうぞ御指名いただいて意見も聞いてやつてくださいませ。

○織方靖夫君 それでは大臣、そういうことで大臣にかわつてぜひ人を派遣して、これは各地に派遣しなきゃいけないということになるかもしれませんけれども、しかし私はここできよう大田区の問題を特に取り上げたというその関連で、ぜひそれを実現していただきたい、このことをお願ひしておきたいと思います。

今確かに大田区では仕事がない、それによっていろんなことが起こつてゐるんです。暮らしの問題、例えば大臣、大田区の中小企業者などの国民健康保険料の滞納の件数、今幾つか御存じですか。

○國務大臣(深谷隆司君) 申しわけありませんが、資料を持っておりません。

○織方靖夫君 二十五万三千五百二十二件なんです。

これはどうらいことなんですか。この数年間で一・五倍です。こんなことはかつてなかつた。それだけじゃない。給食費を滞納する世帯、あるいは保育料も払えない、こういう世帯が中小企業の中でふえているんです。この数年間で一・

五倍です。こんなことはかつてなかつた。それだけではありませんで、総理も経済企画庁長官も

方との議論で、あなたのよう受けとめ方がすべきではありませんで、総理も経済企画庁長官も

べきでも流通でもその集積で大きな力を發揮し

えてきたのが中小企業の特徴であり役割であると思

います。中小企業の集積とそのネットワークを支

える施策の拡充こそ今求められていると思います。

けれども、大臣の御所見を伺います。

○國務大臣(深谷隆司君) きのうのあなたの同僚

資料を持っておりません。

中小企業は成長して大企業にならなければ意味がないという存在ではないですね、大臣。そんなことを言つたら中小企業は浮かばれない。ものづくりでも流通でもその集積で大きな力を發揮しているところが、今審議しております法案は、昨日の我が党の山下議員の質問でも明らかになつたように、現存する中小企業を支援するというよりも、これから中小企業を起こすという起業家を支援する、そこにポイントがあるのでないかと、私はやりとりを聞いてそう感じました。

中小企業は成長して大企業にならなければ意味がないという存在ではないですね、大臣。そんなことを言つたら中小企業は浮かばれない。ものづくりでも流通でもその集積で大きな力を發揮しているところが、今審議しております法案は、昨日の我が党の山下議員の質問でも明らかになつたように、現存する中小企業を支援するというよりも、これから中小企業を起こすという起業家を支援する、そこにポイントがあるのでないかと、私はやりとりを聞いてそう感じました。

中小企業は成長して大企業にならなければ意味がないという存在ではないですね、大臣。そんなことを言つたら中小企業は浮かばれない。ものづくりでも流通でもその集積で大きな力を發揮しているところが、今審議しております法案は、昨日の我が党の山下議員の質問でも明らかになつたように、現存する中小企業を支援するというよりも、これから中小企業を起こすという起業家を支援する、そこにポイントがあるのでないかと、私はやりとりを聞いてそう感じました。

私は、今大臣が言われたように、中小企業を救うために現行の法制度を積極的に活用する、これ

は非常に大事なことだと思っております。それがまた関係者の要望もあると思うんです。そういう立場から予算を見てみます。

いくように努力していきたいと思います。

また新製品、新技術開発を促進するための地元中小企業による技術開発研究事業、これは本年度の交付決定額は六百五十万でござりますけれども、こういうようなものを含めて今後ともやるべきことに全力を挙げていきたいと思います。

○織方靖夫君 大臣は、切り捨てるかどうか、それについては意見が分かれると言われました。私はそれを数字でどうかということをちょっと見てみたいと思うんです。

○國務大臣(深谷隆司君) 大臣は、切り捨てるかどうか、それについては意見が分かれると言われました。私はそれを数字でどうかということをちょっと見てみたいと思うんです。

私は、今大臣が言われたように、中小企業を救うために現行の法制度を積極的に活用する、これ

になつておりますが、中小企業全体の予算が少ないぢやないか、そんなにびっくりするような伸び方をしていいではないかと。しかし、そのときも私答えたのであります。中小企業予算は通産省だけでは決してありませんで、各省がほとんど中小企業対策の予算を持つております。それらを合計しますとかなりなものになると思ひます。そして、今回の臨時国会で三千億を超えるこの予算というの、やはりかなり画期的なものだと思つています。

銀行の貸し渋りに悩む、苦しんでる中小業者
につけ込む商工ローンの暴利、悪質な取り立て、
これはもう大変な問題になつていて、その規制は
待つたなし、そういう状況になつてていると思いま
す。業者からも、不法、不当な貸付業務には厳罰
をもつて臨んでほしい、そうした声が寄せられて
おります。

被害を一日も早く根絶するためには、政府とし
て実態の解明、そして迅速な指導、これがまさに

会での参考人招致で商工ローン最大手の日栄の、田社長が高金利の正当性を主張して、過剰融資過酷な取り立てについて何と全面否定したんです。ところが、調査した結果、実際に事細かに立てる指示を出していた。このことを私自身調査してそれを裏づける資料を入手いたしました。きょうはその実物を持ってまいりました。マニエアルというんですね、手書きですよ、手書きのB4判で、これは十九ページある。こういふものをつくりて、日栄が自分たちの管理社員に指

に私どもの立場を申し上げさせていただきますと、一般論として申し上げるしかございませんけれども、貸金業規制法違反の疑いがある、このように認められる場合には、私どもは説明、報告等を求めまして、事実関係をきちんと調べ、そして調べた結果、事実が確認された場合にはこれは厳正に対処する、これはもう当然のことだと思っております。

○緒方靖天君 調査中だということですけれども、あなたはこの文書を御存じですか。

私どもは、これで終わりにするということではなしに、できる限り予算をふやすという意味も含めて頑張っていきたいというふうに考えます。○緒方靖夫君　大臣、私はきのうからの議論を聞いていて、美しい言葉で語るのはいいんですけれども、やはり今悲鳴を上げている方がおられる。大臣よく御存じのとおりですよ。そうすると、こういう集積がもう危ない、これが壊れる、破壊される、そういつたときに、やはり大臣のイニシア

求められていると思いますけれども、金融再生委員会のその点での所見、時間がありません、簡潔で結構ですからお伺いいたします。

○政務次官(村井仁君) 緒方委員の御指摘、他の委員会におきましても現在の商工ローンの問題、いろいろな形でお取り上げをいただいておりまして、また国会でも各党各会派、いろいろな形で御議論があること、よく承知しているところでござります。

示していた、このことが明らかになつたわけです。どういうふうに言われているかというと、「理社員」、これは日栄の回収担当者らを指して、るわけですけれども、冒頭、「下記解説例を参考にし、自分自身の言い方も見い出す事」、そういうふうに言って、作成者の署名も記されております。署名は日栄の一〇〇%子会社である日本信託保証の関西地区系統括部長の名前になつてゐる。ここ書かれて、こゝまでナシ、一応是

○政務次官(村井仁君) 恐縮であります、身はそれを見ておりません。

○緒方靖夫君 今あなたが必死になつてやつてゐると言われたその調査は、非常に緩慢なものであり、国民の要望にこたえるものになつていないとはつきり私は申し上げたいと思う。

そして、これもあなた方は手に入れていないですよ。手に入れているのだつたらはつきり言つて

○國務大臣(深谷隆司君) 予算の問題で、ただいま
来年度の概算要求、具体的な中に入っているわけではありませんから事細かいことについて私が
これは十倍にする、これは何倍にするなんてとても言える話ではありません。ありませんが、少なくとも中小企業が活気が出るようについてこのスタートしているのでありますから、十分な覚悟を持って予算の獲得にも全力を挙げていきたいと
思っています。

○緒方靖夫君 先ほども今も予算の拡充ということを言われました。その言葉を私も重く受けとめたいと思いますので、そうした方向をぜひ実現していただきたい、このことを要望しておきたいと思ひます。

そういうことで、現在の段階では、金融監督庁
といったましましては、出先、これは財務局でござい
ますが、財務局に命じましていろいろ調査を継続
させている、こういう段階でございます。
○緒方靖夫君 私は、金融再生委員会が先頭に立つ
て、金融監督庁もこの問題に全力を挙げるという
ことが必要であつて、財務局に任せている、そん
なやり方でいいのかということを率直に思いま
す。

○政務次官(村井仁君) 金融監督庁の問題につきましては、法律によりまして、私は金融監督庁に關することその他金融再生委員長の指示することを扱う、こういうことになつておりますので、私からお答えをさせていただきます。

ただいま委員お示しのお話でございますが、租段階、いろいろ調査を進めている段階でございまして、個別のお話でござりまするものでございますから、今それを把握しているかどうかということはちょっとお答えを控えさせていただきたいと存じます。

金融監督庁はこの文書の存在を把握していますか。あなたじやなく金融監督庁です、日野さんでいいです。

目玉一「されど、そういう話のオリジンがここにあるわけですよ。これが何と京都の本社の管理部で作成されたものであって、本社から各支店にファックスで送られて、昨年まで使用されていた、そういうものなんですよ。

私は、ここに一体何が書かれているかというと、についても、ちょっと余りにもひどい話なので紹介したいと思います。

例えば、その中では「回収の心得」、そうしたことなどが書かれている。その中には、「当然、債務者は逃れたいと言う気持ちにて、言い訳、聞き直りの言葉を言ってくる。その時、言われた事に対し、何も言えず、ただ返せとか、言葉を返せず、相手のベースにはまり、回収困難になるケースが見受けられる。債務者がこう言つたら、こう言ひ

その点で、私は、先日行われた財政・金融委員

たゞ、これも時間の関係もござりますから明確

う意識を持たせる事、日栄は、権利者である事を強く心に置き、交渉に当たる事」、こうしたことが書かれている。

以下、「逃れられないと言う意識」を持たせるための応答例、これが五十一項目にわたって書かれているわけです。

それからさらには、例えば十六番目の応答例で言うと、トラブルが相次ぎ問題になった保証人への通知について、「日栄は、何万の顧客と取引し、そんな毎日、毎日、一人づつに言つていく事などできない。それに言う義務もない。だから根保証契約として期間と極度を初めから定め、それに、あなたは署名・捺印しているだろう。何か問題あるのか」と、保証人への通知をしていなかつたことを裏づける記述がある。これも重大なことですよ。

さらに、二十八番目の応答例、「一生懸命働いて一銭もできない事あるか。どこまで動いた。それなら、自分で家財道具全て売り払ったのか。売つてない? 「それでどこが一生懸命なんや? 」「金策する事に対しても日栄をなめるな。そんな気持ちで金なんかできるか」という恫喝の指示、こういうこともあります。

こういうことがずっと書き連ねである。ずっと紹介していると時間がなくなってしまうくらい、ひどい話があるわけです。全編にわたるこういうおどしの手口、これは「未知の恐怖を考えさせる言い方をする」という、そういう中で書かれているわけです。そういう指示に端的に象徴されているやり方があるわけです。

これは監督官が定めた事務ガイドライン、貸金業規制法の第二十一条で定めた暴力的な取り立て行為に該当する、これは明らかにありませんか。○政務次官(村井仁君) 今の御質問に直接お答えする前に一つだけ申し上げておかなきやなりませんのは、私ども金融監督庁が持つております権限は、要するに財務局に対する指揮監督権限ということをございまして、業者に対する直接の調査権限、これは財務局長に委任されている、こういう

関係でございますから、その点は御理解をいたさないと存じます。金融監督官監督部長名で財務局長に対しましてきつちり調査をやれと、こういう指示をいたしております。

その上で申し上げますけれども、ただいま御指摘のようないろいろな点でございますが、これは個別の話でございますから私の立場で申しかねる

わけでござりますが、一般論として申し上げれば、貸金業者におきまして、貸金業規制法二十一条における威迫、脅迫というような取り立て行為違反、これがはつきり確認できました場合には、これは私どもとしましては事実関係を押さえまして厳正な処分をする、こういう姿勢であることは申すまでもございません。

○緒方靖夫君 実際にこういう恫喝の指示の文書があるわけです。実際にあるわけですよ。しかも、

そういう事例はたくさんある。今、各地で裁判になつてゐるであります。ですから、あればじゃないんですよ。実際にある。その確認の作業、それが、

國民がこれだけ怒り、業者にこれだけ憤りを持つてゐるそしした事態に対して全く対応できていない、その現状があるわけですよ。ですから、そのことをあなたがきちっと自覚される。

あなたは私に、私が中心になつてこれをやつてゐるんだと言われた。そういう中心になつてゐるには非常に情けないじやありませんか。やはり、

○緒方靖夫君 日栄の違法行為については今裁判が行われている。ちょうどきのう二つの判決が出た。御存じかもしぬけれども、高松高裁では、日栄の根保証契約についての説明が不十分で契約は無効、これが高松高裁の判決です。それから、名古屋地裁では過払いの返還を命じる、そういうのが出ている。これはまだ確定したわけじゃないけれども、しかし今裁判が各地で行われていて、違法行為が次々と明らかにされている。そういう疑いがあるわけです。

そうすると、こうした問題について、私は違法

接交渉がままならなくなり、回収が遅れないようになります。金融監督官監督部長名で財務局長に対しましてきつちり調査をやれと、こういう指示をいたしております。

その上で申し上げますけれども、ただいま御指摘のようないろいろな点でございますが、これは個別の話でございますから私の立場で申しかねる

わけでござりますが、一般論として申し上げれば、貸金業者におきまして、貸金業規制法二十一条における威迫、脅迫というような取り立て行為違反、これがはつきり確認できました場合には、これは私どもとしましては事実関係を押さえまして厳正な処分をする、こういう姿勢であることは申すまでもございません。

○緒方靖夫君 実際にこういう恫喝の指示の文書があるわけです。実際にあるわけですよ。しかも、

そういう事例はたくさんある。今、各地で裁判になつてゐるであります。ですから、あればじゃないんですよ。実際にある。その確認の作業、それが、

國民がこれだけ怒り、業者にこれだけ憤りを持つてゐるそしした事態に対して全く対応できていない、その現状があるわけですよ。ですから、そのことをあなたがきちっと自覚される。

あなたは私に、私が中心になつてこれをやつてゐるんだと言われた。そういう中心になつてゐるには非常に情けないじやありませんか。やはり、

○緒方靖夫君 日栄の違法行為については今裁判が行われている。ちょうどきのう二つの判決が出た。御存じかもしぬけれども、高松高裁では、日栄の根保証契約についての説明が不十分で契約は無効、これが高松高裁の判決です。それから、名古屋地裁では過払いの返還を命じる、そういうのが出ている。これはまだ確定したわけじゃないけれども、しかし今裁判が各地で行われていて、違法行為が次々と明らかにされている。そういう疑いがあるわけです。

そうすると、こうした問題について、私は違法

処することが当たり前だと思いますけれども、見解を伺つておきます。

○政務次官(村井仁君) 私どもといたしましては、貸金業規制法に違反する行為がありました場合に、その法文に照らしましてきちんととした対応をすることを書いてあるんですよ。驚くべきことじやありませんか。

この裏マニュアルは、日栄が組織ぐるみで違法な取り立てを指示していたことをはつきりと裏づけているわけです。ですから、あなたは私がやっていると大見えを切つたわけだから、政務次官としては、こうした資料をきちんと把握して直ちに実態を調査すべきじやありませんか。

○政務次官(村井仁君) ただいま緒方委員の御指摘の点も重く受けとめまして、私どもとしましても、鋭意調査をいたしまして、そして先ほど来申し上げておりますように、この件につきましては厳正な対応をいたしてまいりたい、このように思つておるところでござります。

○緒方靖夫君 日栄の違法行為については今裁判が行われている。ちょうどきのう二つの判決が出た。御存じかもしぬけれども、高松高裁では、日栄の根保証契約についての説明が不十分で契約は無効、これが高松高裁の判決です。それから、名古屋地裁では過払いの返還を命じる、そういうのが出ている。これはまだ確定したわけじゃないけれども、しかし今裁判が各地で行われていて、違法行為が次々と明らかにされている。そういう疑いがあるわけです。

そうすると、こうした問題について、私は違法行為があるということを確信しております。自分でも調べました。しかし、肝心の政府がこうした問題に対してどう対処するのか、これが今間われているわけです。そして、対処してほしい、それが国民の期待なわけですよ。

さて追及してくるのが現状で有り、日栄としては追及してくる必要があります。財務局に行くと出します。

今、政務次官が言われたように、こうした問題について、国民の期待にこたえるように厳正に、効率のない中身になつてゐると思います。ここに同社の國民を愚弄した姿があらわれてゐる

ます。

規制基準は、肝心の罰則規定がないなど、何ら実効性のない中身になつてゐると思います。ここに

規制基準は、肝心の罰則規定がないなど、何ら実効性のない中身になつてゐると思います。ここに

三重野栄子君 社会民主党の三重野栄子でござります。

商工ローンの問題と中小企業基本法案につきまして質問をさせていただきます。

処理は、件数だけ申し上げますと意外に少のうございまして三十二件でございました。一体これはどういうことか、窓口としてのPRが行き届いていないのか、あるいは通産省じゃなくてこれは金融監督厅とお思いになつてているのか、そこらにては今精査させているところでございます。

○政務次官(細田博之君) 今、大体大臣が御答弁しましたが、ではなぜこんなに少ないのかといふお感じがあると思います。まだ各企業、経営者としていろいろ考えているところだと思りますけれども、余り公の場にみずから申し出で、実はこう

申上げますけれども、名前が出来たもので
からお答えだけいたします。

商工ローンに対するさまざまトラブルに関し
ましては、そういう中小企業を全体的に預かる大
臣として、当然のことありますけれども非常に
深く注目しているところであります。

記者会見で申し上げたのですが、通産省
の中小企業庁及び通産局、また日本商工会議所、
全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、保
証協会等に命じまして相談窓口というのを開設し
ております。

まず、商工ローンの問題でございますが、今月十一月十二日の閣議後の記者会見におきまして深谷通産大臣は、通産省としても中小企業庁や地方の通商産業局に相談窓口を設置して、借り手企業の相談に応じたり実態把握を進めるとの考えを発表されたと伺っております。こうした通産省の取り組みを生かすためには、金融監督庁の商工ローン対策室と緊密な連携を図ることが重要であると考えます。

大臣が会見されまして一週間が経過しておりますが、その反響はいかがでしょうか。また、その件数及び主な相談内容につきましてお伺いいたします。あわせて、商工ローン問題に関する政務次官の御見解などをいただければ結構でございます。

では大きな責任があるのではなかろうかという意見もあるわけです。この危機さえ乗り越えればまた経営が回復軌道に乗るという希望からこうした融資を選択してしまったことには確かに同情もできますけれども、こうした選択の結果、保証人までもが商工ローン問題の渦に巻き込まれたことも事実であろうと思います。

したがいまして、こういう四〇・〇〇四という出資法上の上限金利を引き下げるということはもちろんでございますけれども、政府としては、借り手側の教育やカウンセリング機能の充実を図ることも今後の対応として必要ではなかろうかと思うわけでございます。

加えて、出資法の上限金利についてどの程度まで引き下げるかが適当であるか、いろいろと御検討されていると思いますが、具体的な数字と、あわせましてカウンセリングとかそういう問題も含

○三重野栄子君 なかなかこういう問題は広がらないといいましょうか、もうせっぱ詰まらないと相談に行かないということもありますけれども、せつかつくられました商工ローン対策室が専門的にお役に立てるだけ有効に活用されるように、今後とも宣伝も含めてお願いしていきたいところでございます。

商工ローン問題につきましては、けさもマスコミで出ておりましたが、根保証の問題や暴力的な取り立てに対し社会の痛烈な批判が集中しております。そこで、主債務者が負うべき責任について考えてみたいと思います。

根保証の問題や暴力的な取り立て等の問題に関しては、完全に商工ローン業者自身が責めを負うべき問題であるうと思います。けれども、せっぱ詰まっているからといって、自分の返済能力を十分考慮せずに商工ローンから過剰融資を甘んじて

（三重県守子郡、いなしきと御勢力の方向を伺ふ）
ましたけれども、せつかく商工ローン対策室を設けてくださつても、三十二件ぐらいでありますから、窓口においてくださいと言つてもなかなかされは行かれない面もあるうかと思うんです。
業者の方はああいういろいろマニユアルをつくらまして、こうですすうと細かくやつていてるわけですが、政府の方もそれぞれの担当の中で、それぞれの中小企業、業者の方へ実はこういうことがあるんだからちゃんとやりなさいよと、そういう方法もこれは必要ではないだろうか、大麥余計なことですけれども思つたりいたしますので、窓口においてくださいだけでは不十分な面もあるうかと思いますから、御検討いただければと思います。

それから次に、中小企業基本法案につきまして幾つか質問をいたします。

今回の法改正の柱の一つに中小企業の範囲の拡

めて御答弁いただければ。お願いします。

○政務次官(細田博之君) 今御提案のように、出資法上の上限金利を見直せ、根保証の問題をどうするんだということが起こつておることはよく承知しております。

こうした貸金業者に対する規制のあり方につきましては、貸金業者に対する監督や業界における取り組みの状況、さらには違法行為に対する取り締まりの状況などを踏まえまして、金融監督庁などの関係省庁において十分な検討がなされるべきであります。直接の権限という意味ではそちらの方になるわけでございますが、通産省といたしましては、やはり中小企業がそれぞれ困っているわけですから、債務者あるいは債務保証者も困っているわけでございますので、これからも中小企業の円滑な資金調達に支障を来すことのないよう頑張つてまいりたいと思います。そのためには、中小企業庁や地方通産局に窓口を設置いたしまして苦情等への対応を図りますとともに、監督当局等とも連携しつつ適切な対応を図つてまいりたいと思います。

○三重野栄子君 何かもうちょっとお伺いしたいです。
ところでございます。企業活動の実態とか活力とかある企業を含むためにこの法案ができたというふうに説明をなさるわけでございますけれども、せつかり法律がつくられたわけですから、もつと積極的な意味があろうかと思うのでございます。
それでは、これまでの中小企業政策の基本理念ですが、今後法制で示されている前文を削除して第三章に新しい基本理念が示されています。基本理念の変更という中小企業政策の大転換に当たりまして、これまでの基本理念とそれに基づく中小企業政策の果たした役割についてきちんと総括しておべきではないかと思います。今次官がおつしやいましたんでけれども、そういう説明ではちょっと納得し切れないとこがあります。
そこで大臣、前回のこの委員会の中で、生活環境、御自身がそういうところに関係があつたとお

大があると思います。新たに中小企業になる範囲は、企業数は約一万六千社程度であるということですけれども、現在、約五百万社ある中小企業全体から見れば〇・三%程度の増加ということになります。したがいまして、中小企業の範囲をこの程度拡大する必要はどういうねらいがあるのかということをお尋ねしたいわけでございます。中堅企業を殊さら中小企業の範囲に入れなければならぬ理由は何かということになります。中企業と小企業とのと小企業、零細企業とはうんと格差があると思うんですけれども、そこらあたりについて御説明いただきたいと思います。

○政務次官(茂木敏充君) 中小企業の定義の改定につきまして、今回で二十六年ぶりという形になりますが、この二十六年間で各企業の資本金であつたりとか従業員、これも大きく変わってきております。そういう企業活動の実態方に合わせて見直しをさせていただきました。そして、その範囲の中に活力ある企業も入れ込む、こういった形で、より中小企業政策を幅広く、そして充実させたものにする、こういった意味で定義

伺つたような気がするんでござりますけれども、中小企業基本法施行以来の今までの歴史を振り返つて、現行の基本法の意義につきまして、大臣の具体的な御体験も入れていただきながらお話を深めていただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 昭和三十八年に中小企業基本法ができましてから、それに基づきまして各般の政策というものが実現されてまいりました。例えば金融であるとかあるいは組織を拡大していくといったようなこと、あるいは組合等をつくつて相互の協力体制をつくっていく、あるいは診断指導などを行う、小規模企業に対する制度や融資や税制の問題等々々々やつてまいりました。そして、そういうような政策の結果、例えば一例を挙げれば生産性が二%から四%上がったというような成果はあると思います。

だけれども、基本法そのものが、三〇年代のいわゆる大企業と中小企業の経済の二重構造といふ形で、ただ広げればいい、大企業に近づけばいいというようなそういう形でありましたから、これからはそれよりもっと細かく対応していくために、中小企業の多面性というのをとらえて、その多面性の上に立つてそれぞれの分野での支援体制をつくっていくということの方が多い中小企業全体の活性化につながり、経済の再生あるいは経済再生の牽引車になつていただけた、そういう状況になるのではないかと判断しているわけであります。

○三重野栄子君 今伺いましたところの大部分は前回他の方の質問の中で伺いましたような気がするんですけれども、何かもう少し心に触れるような法律を変えた、ここは本当に違うという説明はございませんでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 同じような趣旨の質問でございますから、私の言論能力では限界があるかとは思うのであります、例えば先ほど中小企業の枠を広げたではないかというお話をありました、これで一万六千社ふえます。ここはちょっと背中を押すといわば一番活気の出る企業でござ

いまして、ちなみに売り上げを一〇%伸ばしたと仮定いたしますと四兆一千億ぐらいの収益になるのです。だから、ここに力を入れるというのではあります。だから、ここに力を入れるというのではあります。しかし問題は、では小規模企業を見捨てるのか、という議論になってしまいますから、そこは例えれば設備近代化資金を使いややすい形にして小規模に集中的にお出しをするようにしていますとか、三百のセンターを通じていろいろな御相談に応じ積極的に支援していくんだということなどを申し上げ、その多面性を強く私どもとしては申し上げていいつもりでございます。

○三重野栄子君 少し理解ができたような気もしますけれども、近代的な大企業と前近代的な中小企業という二重構造はもはや時代おくれだという御説明も前回あつたと思うんです。

私は、努力をしていても、やはりいつの時代でも貸し渋りにぶつかってみたり、あるいは成功しなかつたとか、一生懸命やつても時代に合わないかつたということで、どうしても弱者としての中企業というのは厳然として存在するというふうに思うわけでございます。また、ベンチャー企業におきましても、特許制度の未整備とかあるいは大企業の資本力等によってもう押ししげられてしまつて、それで廃業に追い込まれるケースだってやっぱりあり得ると思います。そうしますと、従来の格差とは違った大企業と中小企業との格差、あるいは新しい意味での二重構造の顕在化といふのは、むしろ当然生じるというふうに感じるわけでございます。したがいまして、この点につきましてはどのように対策が必要であるかたくなな形ではだめでございますから、かつてない思い切った一〇%のリスクを覚悟するというようなそういうことをいたしまして、いわば最小限のネガティブリストに基づいてできるだけおこたえるということなどを努力させていただいたわけであります。その後延長線上で一年延ばし、十兆円を加えさせていたいたいということをございます。

そこで、新しい理念に基づく新しい施策を取り入れる一方で、落ちこぼれというよりも努力しても成果がなかった企業に対してはどのような援助をしながらさらには成長するようになさるのか、そこらあたりを確認したいわけでございます。

○国務大臣(深谷隆司君) きのうの堺屋長官との議論と似たような議論になつていく可能性がありま

ますから、誤解のないように気をつけながら申し上げようと思うんですが、一生懸命頑張つてもなおうまくいかないという小規模企業があります。それが例えば融資の点で支えたら前進できることかとか、経済全体の再生ができるときには前進できるのかとか、いろんな要素があると思います。それと関係なしに、しかしどうやってもだめだという場合には、何がだめなのか、それならばどういうところに新しい知恵を乗せたらいのかもというようなことをやつぱり考えて、そして改良していかなければならぬわけです。そういう意味では、小規模企業の皆さんも自助努力といふことを大きいお考えになつていただかなければなりませんから、そこらあたりも十分気をつけて御支援をお願いしたいと思います。

今回の貸し渋りのような事態は、中小企業の自己責任とは全く関係のない、まさに金融機関の責任によつて生じたものである以上、国としても今後ボスト貸し渋り保証とも言うべき恒常的な金融支援策、セーフティーネットを真剣に考えていく必要があると思いますけれども、これらについてお力をいただきたいのですが、いかがでしょうか。○国務大臣(深谷隆司君) 信用保証協会の保証により特別融資というのは、ちょうど今金融機関が大きく変革する、そしてそういう状態の中で貸し渋りというのが極度に目立つて、そのため中小企業が大変困つたということから、緊急避難的な措置としてつくらせていただいたものでございま

す。

その緊急避難的な状況というのはまだあるといふように考えまして一年延長と定めたわけであります、これを恒久的なものにするという考え方には最初からございません。だけれども、そういうことをしなくてもやつていいけるような景気回復に全力を擧げるということがあつた大前提でございますから、十三年度も延ばしますということは今言える立場ではありません。

しかし、いずれにしても、中小企業の方々が困らないように守つていくというのは我が通産省の当然の役目でございますから、そういう意味での先々の思いは心の中にあるということだけは申し上げておきます。

○三重野栄子君 大変力強く感じましたので、今

までの中小企業は切り捨てられてしまうのではないかと大変心配しましたけれども、少し安心しましたので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

最後になろうと思ひますけれども、来年度以降の予算につきまして質問をさせていただきます。改正法案第三条は、中小企業は、「新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」としています。

政府は去る十一日に経済新生対策を策定しましたが、その中でも、中小企業こそが経済新生の中核を担うものとの認識が示されていました。

中小企業の活性化のためには中小企業対策予算の裏づけが必要不可欠であると思いますが、ここ数年的一般会計予算における中小企業対策予算はほぼ一千九百億円程度の横ばい状態が続いています。補正予算によつて大幅な増額が見られる年もありますけれども、大変不定期なものでございます。この法案によりまして日本経済における中小企業の位置づけを重視する理念の転換を行つたのでありますから、当初予算の増額、特に先細りする経営改善的性格を有する支援予算を図つていくべきではないでしょうか。

したがいまして、中小企業は、通商産業省だけではなくて他省庁にも存在しているわけでござりますから、この基本法は全部に対応するわけでございますので、そういう観点から、来年度以降の予算につきまして中小企業庁の方から広範な予算についてのお見通しをいただきたいと思います。

○政府参考人(岩田満泰君) お答えを申し上げま

を続けていたところだございます。

○三重野栄子君 それでは、今予算の来年のお見通しをいただきましたけれども、通産大臣としてこの予算につきまして御見解がございましたらお伺いいたしまして、質問を終わりります。

○國務大臣(深谷隆司君) 中小企業をしっかりと支え、活性化していただくためには、予算も必要だし税制も必要だし、制度もございますし、特に予算の使い方などというのも非常に大事になつてまいります。そのほかに技術革新その他もろのノウハウ等が必要でありまして、それらを総合的に駆使して中小企業の活性化を図つていくというのが私たちの基本であります。

しかし、だからといって予算の増大を望まないわけではございませんで、我々は来年度に向けてもしっかりと予算を要求してまいります。ただ、前にもちよと申し上げたのですが、中小企業の予算は通産省の中だけではございませんで、ほとんどの各省庁にまたがつております。ちなみに、全部合わせまして中小企業対策を計算すると五兆円をはるかに超えるぐらいの金額になります。

ただ、ばらばらでござりますからなかなかきちんと対応が目に見えない。そういう意味では、SBIRなどは、例えば五つの省あるいは九つの省が集まつてそれぞれ持つてある予算を出し合つて計画を立てていくわけでありますから、こういう仕組みなどを拡大していくことも一つの工夫かなと思っております。

○三重野栄子君 五兆円というお話を聞きましたらわつと声が上がりましたんですけれども、そちらあたりを確実に獲得できますように、大臣の御健闘をお願いするわけであります。

でも、やっぱり何か中小企業といいますと、大企業に対して大変よく歩きで、いつも危険の中での仕事をしているというような状況もござりますので、やはり経済の中の九十何%は日本の場合経済新生特別枠の十五億円の要求と合わせまして十七億円の増額要求となつておるところでござります。現在、鋭意來年度予算編成に向けて折衝

○高橋令則君 自由党の高橋でございます。

中小企業基本法の問題につきまして質問させていただきたいと思います。私は、全体的な問題について触れたいと思つております。したがつて、既に各委員から触れられた部分が多分にござりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、今回の基本法の基本理念あるいは方針といつたものについてありますけれども、私は、基本的にその中身については同感とするものでございます。

しかしながら若干、例えば用語の意義については、「経営の革新」という言葉がございますね。この響きといったもの、語感になるのかどうかわからりませんけれども、それだけではなくて、抵抗を感じる向きもあるようです。すなわち、特別の技術とかあるいは経営システムを持つていて、大部分の中小企業にとつてはハードルが大変高く、そして今後の国の政策展開の中に心配だという言葉があるわけです。

したがつて、私は、そんな面倒な話ではなくて、面倒というのは変ですけれども、自主的な前向きな努力、これが基本で、つまり経営に意欲を持つて日常努力している中小企業者は政策に対しては当然対象になるし、心配ないと私は思つておりますが、大臣の基本的なお話をお聞かせいただきました。

○國務大臣(深谷隆司君) 高橋委員の御指摘は、革新という言葉が少しどうも気になるということをございますが、新基本法では大きくまず一つに分けさせていただきたいなと思っています。

第一は、多様な中小企業に対する経営基盤の強化、第二章で載せておりますけれども、これは日々地道な努力をされているまさにおつしやった中小企業者のですべてを対象として、人材、資金、情報、技術の不足しがちな経営資源の確保を図つていいくという面で支援をしていこうということでございます。

第二は、中小企業者が新製品なんかを開発する

ようなそういう新たな事業を行つう場合、この部分を「経営の革新」というふうに述べてこれを支援しよう。こう申し上げておるわけであります。

ただ、中小企業全体の経営のあり方から考えて、その性質上からいっても、前向きで経営努力を行なうという方を対象にしていくという点では委員のおつしやるとおりでございますから、そういうような特別な技術や経営システムをしていない普通の中小企業はだめだというふうな分け方でなくして、その皆さん方も新たな事業活動を行つ場合には幅広くこの対象になつていくんだというふうに思つております。

○高橋令則君 私もそのように理解をしております。

ちょっと私ごとに戻るんですけど、私も商工関係について地域でそれなりに経験があるんですけど、その中の部下がほとんど団体の責任者になつておりますから、その連中にもいろいろ話をしたわけですから、個別の話になりますと、これはもう避けさせていただきますけれども、やはり心配だという言葉があるんですね。したがつて、私はそうじやないということを申し上げました。

大臣のお話しのこととでわかりましたので、私もPRしなきやいけないし、大臣に対してはよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから次に、予算の問題ですけれども、前の方々からなるる話がございました。私もそういう中身については承知をいたしました。ただ、二次補正の問題については相当多いわけですから、十二年度の予算についてはどうもやっぱり少ないのでございませんが、新基本法では大きくまず一つに分けさせていただきたいなと思っています。

このことは知つています。また、新規事業についてもそれなりに承知をしておりますが、全体的にはやっぱりどうも足りないのではないかなという気分があります。少なくともこれまでの必要な既定事業予算がゆえなくスクラップにされたり削られるとかことのないような、そういうことについて大臣からお話をいただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 今お話をございました予算でございますが、ゆえなくスクラップにされるということはございません。

今度の中小企業対策予算では、先ほど長官からも御報告申し上げましたように、創業ベンチャー企業の成長環境の整備、中小企業の経営革新と地域経済の活性化、それから中小企業金融対策、これを三つの柱にして千三百十八億円を要求しているわけであります。これに情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠十五億円でございますから、これらを加えますと、十一年度の予算額と比べて十七億円の増額要求というふうになつております。

これに加えて、このたびの経済新生対策におけるもろもろのことと総額三千億円、三千億円は超えると思つていますけれども、こういう予算をただいま要求しているところであります。

それから、問題なのは、先ほどちょっと触れましたけれども、既定の事業に関して必要な予算を引き続き確保してまいりますけれども、予算の効率的、効果的な使い方というのがとても大事でございまして、そういう意味ではしっかりと取り組みが必要ではないかと考えています。

○高橋令則君 十二年度の予算はこれからでありますので、具体的にはまだ大臣のお力ということをお願いしたいわけですが、よろしくお願いします。私どもそれなりに努力しなければならないと思っております。

それから次に、貸し済りの問題であります。いわゆる特別信用保証制度については、私どもそれなりの効果、大変効果があつたと私どもは思つておりますが、一方、この基本法の改正に絡んで、批判眼もないわけではありません。若干それはわかる面もありますけれども、基本的にこの制度、これが非常に効果があつたと私は思つておりますが、この全体的な評価についてお話をいただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほども申し上げましたけれども、金融機関がちょうど改革のときで、不良債権を抱えてこれでは動きがとれない、そこで六十兆という枠をつくつてまず健全化、再生化ということに努力したのであります。しかし、にもかかわらず金融機関が貸し済りを横行させているという状態が続いた。これでは中小企業はやつていけないというもう本当に悲鳴がございましたので、緊急避難的な形で二十兆の枠をつくつたわけであります。これは十月一日から始めて今日まで、十八兆円という大変大きな額が出ておりまして、そして返済状況も現状では決して悪くはありません。そういう意味では、中小企業の方々がこの貸し済り対策を活用して頑張つておられるということは間違いない、こう思います。

ただ、中小企業の方々のアンケート調査等によりますと、まだ四分の一が依然として貸し済りで困つているといふ、そういう状況がござります。そこで、このたびはもう一年延長して何とかこの厳しい状態を乗り越えようとしたところでござります。

○高橋令則君 私もそういう認識でございまして、この厳しい状況というのはどうも今後まだ、常態的と言うのは変ですけれども、相當あるんじやないかと思つております。そういう意味で、今回の十兆円の延長はやっぱりこれは必要であるし、評価しなきゃならぬというふうに思つております。

しかし、これは本来のセーフティーネットの議論としてはやはり特別のやり方であります。これが終わつた後は、それなりの通常のいわゆる対応といったものが必要だと思うんです。それについて御意見を聞きたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、委員御指摘の点は一番大事なことでございます。今現在でも、ばらまきとかそういうお声もあるようであります。したがいまして、今度の十兆円の延長に当たりましては、来年からは建設的な中身を添えること、つまりお貸しすることによって、単に生き延びるだけでなくて前進できるという、そういう状況を

つくり出したい、こう思つてゐるわけであります。その一年延長が終わりましたときには一体どうするのかというお話をございますが、本来の形に戻すべきだと思います。ただ、そのためには経済再生を確かなものにしていかなければなりません。今政府は全力を挙げて景気回復、プラス経済成長に努力でございますが、公需が中心でございまして、そこで緊急避難的な形で二十兆の枠をつくつたわけであります。これは十月一日から始めて今まで、十八兆円という大変大きな額が出ておりまして、そして返済状況も現状では決して悪くはないと思つております。

○高橋令則君 そのようにお願いを申し上げたいと思います。

これは個別の話ですから、質問ではなくて意見がこの貸し済り対策を活用して頑張つておられるということは間違いない、こう思います。

ただ、中小企業の方々のアンケート調査等によりますと、まだ四分の一が依然として貸し済りで困つているといふ、そういう状況がござります。そこで、このたびはもう一年延長して何とかこの厳しい状態を乗り越えようとしたところでござります。

○高橋令則君 私もそういう認識でございまして、この厳しい状況というのはどうも今後まだ、常態的と言うのは変ですけれども、相当あるんじやないかと思つております。そういう意味で、今回の十兆円の延長はやっぱりこれは必要であるし、評価しなきゃならぬというふうに思つております。

しかしながら、これは本来のセーフティーネットの議論としてはやはり特別のやり方であります。これが終わつた後は、それなりの通常のいわゆる対応といったものが必要だと思うんです。それから次に、これは基本法の第七条二項にあるんですが、団体についてであります。ここに中小企業に関する団体の努力義務を追加するという趣旨があります。この趣旨なりねらいといつたものはどういうものか、またこれによって団体の役割がどのように変わるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 基本法が最初に制定されたときには、中小企業団体も未整備などころもいろいろございました。団体組織法によりましてさまたま団体をつくつてしまひましたし、それから地元におきましては商工会議所あるいは商工会、そして団体の中央会、商店街振興のための組合、連合会、そういうものをつくつてまいつたわけでございます。これらの団体はこれまで大きな役割を果たしてきたことは事実でございます。

ただ、非常に長くなりましたが、案外マンネリ化しているのではないかというような批判もよくやつていて、なかなかものにしていかなければなりません。たゞ、それで、これをさらに活性化させていく必要もあることは事実でございます。

この新基本法の目的を達成するためには、これらの団体の皆様方がさらに知恵を出し、また新しい人たちの加入を勧説して、新しい方々と一緒に活動をしていく必要がある。そして、経営資源の相互補完のための連携活動に対する支援、創業者に対する情報提供、あるいは中小企業の成長発展を促進するための事業、こういったことを大いにやつていただきたいわけでござります。

この新基本法のもとでは第七条を定めまして、そして中小企業団体が専門的知見を有する人材の育成、活用等の一層の推進によって中小企業者に対する支援に主体的かつ効果的に取り組んでいただこうことを期待しておるわけでございまます。

○高橋令則君 わかりましたが、この中小企業関係の団体は、例えば農業とか水産とか第一次産業関係の団体は経済事業をやつているわけです。この商工関係の団体はそういう基盤が弱いんです。したがつて、これは基本的に変えるといふことは難しい話ですけれども、自助努力といつても限界があります。したがつて、実態に合わせたやつぱり支援なり指導といったものが必要だと私は思います。

それから次に、第八条にかかるんですけれども、いわゆる小規模企業に対する配慮でござります。

術とかあるいは家族的な経営等でやっている零細小規模企業は、今後もなくならないといふんですか、それなりに意義があるし、非常に重要な気がいかというふうに思つております。これらは国民生活の上からも、また地域社会のためにも存在意義というものは重要なだと思つております。それなりの育成、助長、これも必要だと思ひますので、あるいは中小企業近代化資金助成法等の一部改正についてお話をいただきたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 長らく基本法を改正すべきではないかという議論もありまして、やはりこのたび定義改正で盛り込んだような中堅企業は、実態は過小資本、それからほど大きくなり規模でありますから、これを政策対象、金融対象として本来取り組むべきであるにもかかわらず除外してきた、そういう批判も多かつたわけです。他方、これは長い間、そういう方々を取り込めば小規模な企業に対して政府の助成が薄まるのではないかと、この委員会でも大変強く御意見がありましたが、そういう危惧もあるというこ

とで、これが長い間基本法の議論をしてきた根っこしながら、このところの中小企業の実態、それから今後のあるべき創業・ベンチャーも含めた小規模企業、あるいはそれだけじゃないです、小売業とか小さなサービス業とか小規模企業がたくさん頑張つておられるわけでございますから、小規模企業についても特段の規定を設けてやはり特別な考慮を払うべきだという規定を設けたわけでございます。

それだけではなくて、先ほど言及されましたような近代化資金等助成法等、これはもう昔からある制度でございますけれども、これは必ずしも小規模企業に限定されていたわけではございませんが、そういうものを特に集中的に利用できるよ

うにしようとか、その他教え上げればたくさんありますけれども、小規模企業育成策をはつきりと打ち出したということでおざいますので、御理解をいただきたいと思います。

○高橋令則君 その点を十分に御配慮をいただきたいと思います。

次に、第六条になりますけれども、地方公共団体の責務の問題でござります。

大臣は自治大臣をやつておられます、私は、地方分権についてはもう大臣は通曉されているといふうに思つておりますし、十分御存じだと思います。そういう立場から、地方分権の流れの中で市町村の役割が非常にこれは重要になつてくるというふうに思つております。

しかししながら、市町村の今の実態は、残念なが

いいます。そういう立場から、地方分権の流れの中

で市町村の役割が非常にこれは重要になつてくる

といふうに思つております。

しかししながら、市町村の今の実態は、残念なが

いいます。そういう立場から、地方分権の流れの中

で市町村の役割が非常にこれは重要になつてくる

といふうに思つております。

しかししながら、市町村の今の実態は、残念なが

いいます。そういう立場から、地方分権の流れの中

で市町村の役割が非常にこれは重要になつてくる

といふうに思つております。

しかししながら、市町村の今の実態は、残念なが

いいます。そういう立場から、地方分権の流れの中

で市町村の役割が非常にこれは重要になつてくる

裏づけをきちんととするということがありますが、特に大事なことは、今度はそれを担当する地域のレベルアップということが非常に大事でございまして、私は、全国の知事がお集まりになつたときもそのことを何度も申し上げたことがございました。

今度、基本法の第六条でその区域の諸条件に応じて中小企業施策を策定し実施する主体として地方自治体を考えるという場合も、そういう面も地域ではほど研究していかなければなりませんことだと思っております。

しかし、それは自主的に頑張つていただくということでありまして、私どもはその頑張りに期待しながら、よく連携をとり合いながら、一体どのよう形でこれらの仕事をこなしていくだけるかについては、これはもう省を挙げて、とりわけ中小企業庁が中心になつてきちんときめ細かくやっていかなければならぬことではないかななどいうふうに思つています。

いずれにしても、例えば支援センター、全国三百でございますが、これは都道府県の判断に基づいて事業が実施できるということになつております

に担当をしている私の部下の連中に聞くと、そういう話も現実にあるわけです。したがつて、これから通産省それから中小企業庁と一緒に相談しながら、この部下の連中に聞くと、そういう話も現実にあるわけです。したがつて、これにあつては、これはもう省を挙げて、とりわけ中小企業庁が中心になつてきちんときめ細かくやっていかなければならぬことではないかななどいうふうに思つています。

○高橋令則君 ちょっとこれも私の感覚になるん

ですけれども、実は、私が大分前に地方である基

本法の担当をしておりまして、そのときに先輩に教えてもらつたんですけど、こういうシニカルな話を言つた人がいました。それは、基本法は制度の中で必要だけれども、基本法がないことが望ましいと。極端なことを言いますとね。それだけやっぱり問題があり過ぎて、そして政策的に非常に重要だからそらうなんだろうと思うんですけれども、できれば基本法はない方がいいという表現をされました。

私は、そうではなくて、やっぱり積極的にそれを受けて、そして國民あるいは地方の人間にとつ

て、やつて、要求しているニーズというか、それに対する基本的な体系的な整備をして、そして強力にやらなければならぬということの証左ではないかと思つておりますが、この基本法の基本的な考え方について一言大臣からお話をいただきたいたい。お願いします。

○国務大臣(深谷隆司君) 昭和三十八年にできた基本法、それが中小企業に対する物の見方、判断、哲學、憲法だとすれば、時代が大きく変わつてしましましたから、それを改正していくというのではありません。

しかし、それは自主的に頑張つていただく行政や実態がどうなるかということが大事なことになります。そこで、そういう意味では、中小企業のとおりましたから、それを改めていくというのではありませんけれども、担当がほとんどないといふふうなぐらいい少ないわけです。その中で、この基本法が変わってそしてこれから制度が出てくる、これをこなしていくというのはなかなか大変なんですね。

したがつて、私はそれを心配しているし、現実に担当をしている私の部下の連中に聞くと、そ

ういう話も現実にあるわけです。したがつて、これにあつては、これはもう省を挙げて、とりわけ中小企業庁が中心になつてきちんときめ細かくやっていかなければならぬことではないかななどいうふうに思つています。

○高橋令則君 終わります。

○水野誠一君 参議院の会の水野でござります。

最後の質問者ということになりました、大臣も大

分お疲れではないかと思いますので、簡潔にお尋ねしていきたいと思います。

昨年来、アジアの経済危機ということが話題になつたわけですが、その中で日本に追いつ

け追い越せということで頑張つておられた韓国が受けたダメージが非常に大きかったと。これは何

だつたのかということをよく分析すると、つまり

財閥中心の経済構造である韓国では、中小企業の

集積と自立性が日本に比べて非常に薄かつたとい

うことが言われます。そういうことから考へても、

国家経済にとって中小企業の自立性、それと厚み

というものがいかに重要かということを私は痛感

したこと、今回、改正は三十六年ぶりということでありま

して、考えてみると、その間に高度成長、それ

から石油ショック、バブル、それからバブルの崩壊

けでありまして、三十六年ぶりに改正することの意味というのは大変大きいと思います。

その内容は、私なりに理解いたしますところは、一つは資金の基準を引き上げるというようなことでの中小企業の範囲を拡大するということ、それから二番目には、中小企業政策の基本理念を、

企業間の諸格差の是正から独立した中小企業の多様で活力ある成長発展へ転換する、言つてみれば保護から育成へという大きなパラダイムシフト、この二つが柱だと思います。

この前者の、新たに中小企業支援政策の対象となる企業範囲が拡大することによる効果、これに対する期待したい気持ちもさることながら、私としてはむしろ後者、全体の底上げや大企業との格差をなくすことを基本にしたこれまでの理念を質的に大きく転換し、通産大臣も何回もおっしゃっているように、これからの中堅企業をより多面的にとらえて、それぞれのステージに見合った施策を効果的に行っていくという姿勢を明記した点を評価したいと思っております。

そこで、まず第一に定義の拡大についてお尋ねをしたいんですが、まず問題というのは、その理念を実行するためのツールにどんなツールが用意されているかという点であります。そこで、中小企業においては中小企業に含まれなかつた約一万六千社の企業群が新たに対象に加わるといふうに理解しておりますが、これによって既存の小規模零細企業、あるいは今回、確かに政策的にはいろいろ手当でありますベンチャー企業家に対する政策、及びその効果が薄まってしまうんじやないか、こういう懸念が一部に根強くあるようございます。

この問題の解決というのには恐らく相当の知恵が必要なのではないかと思いますが、ますこの点について大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷謙司君) 韓国の例をお話しなさいましたが、過日、インドネシアの大統領とお目にかかつたんですけれども、やはりインドネシアの新的な建設の過程の中で中小企業に非常に大きなエートを占めようとという意欲がございましたがございました。いずれにしても、中小企業がこれまでの経済を支えていく担い手であるという認識は共通したところがあるのではないかかな

て、大いに日本とも協力し合っていこうという話がございました。いずれにしても、中小企業がこれからの経済を支えていく大事でございまして、もう一息でさら伸びていく、経済の活性化につながるという、そういうやや中堅どころ

ですが、もう一歩でさらに伸びていく、経済の活性化につながるという、そういうやや中堅どころ

を読みました。「さらば『大樹のかげ』」つまり、寄らば大樹の陰ではなくて、今の時代はいわゆる系列、大企業に頼る中小企業ではいけないという意味で「さらば『大樹のかげ』」という表題の記事だつたのですが、その中に紹介されていた幾つかの事例がございました。

一つは、東京郊外で、塗装、メッキ、板金などを技術分野の違う中小の三十五社がネットワークを組んで、案件ごとに専門技術を持つ数社がチームをつくって、大手企業、電機、自動車、航空関連など約一千社と積極的な取引を行っているという

それを一億にするというのは、現状の株、資本金の状態から勧業銀行等で七千五百万円まで伸ばしていますが、そこには融資の関係で七千五百万円まで伸びていますが、

そこで活力に期待するということも大事なことはないだろか。

その場合に、ただいまの製造業でいうと一億円を三億円にするとか、卸でいくと三千五百万円、実際

に融資の関係で七千五百万円まで伸びていますが、

それを一億にするというのは、現状の株、資本金の状態から勧業銀行等で七千五百万円まで伸びていますが、そこには融資の関係で七千五百万円まで伸びていますが、

それが、その場合に、じやその企業に逆にどんなメリッ

トがあるのかというと、例えば一例を挙げれば融資です。今まで民間金融機関からお金を借りてい

て、時には貸し渋られて非常に困ったこともあります。たんだですが、今度は政府系金融機関から借りられ

るというところで、両方これは交渉の対象になると

いう点では非常に有利ではないかというふうに思

うんです。

そういうふうに理解しておりますが、これによつて既存の小規模零細企業、あるいは今回、確かに政策的にはいろいろ手当でありますベンチャー企業家

から、そういう意味では幅を広げたということです。それが他にしわ寄せになるという性格のものではありません、そう思つております。

○水野誠一君 ありがとうございました。

実は私、先日、日経新聞で大変おもしろい記事を読みました。「さらば『大樹のかげ』」つまり、

寄らば大樹の陰ではなくて、今の時代はいわゆる系列、大企業に頼る中小企業ではいけないという意味で「さらば『大樹のかげ』」という表題の記事だつたのですが、その中に紹介されていた幾つかの事例がございました。

一つは、東京郊外で、塗装、メッキ、板金などを技術分野の違う中小の三十五社がネットワークを組んで、案件ごとに専門技術を持つ数社がチームをつくって、大手企業、電機、自動車、航空関連など約一千社と積極的な取引を行っているという

それを一億にするというのは、現状の株、資本金の状態から勧業銀行等で七千五百万円まで伸びていますが、そこには融資の関係で七千五百万円まで伸びていますが、

そこで活力に期待するということも大事なことはないだろか。

その場合に、ただいまの製造業でいうと一億円を三億円にするとか、卸でいくと三千五百万円、実際

に融資の関係で七千五百万円まで伸びていますが、

それを一億にするというのは、現状の株、資本金の状態から勧業銀行等で七千五百万円まで伸びていますが、そこには融資の関係で七千五百万円まで伸びていますが、

それが、その場合に、じやその企業に逆にどんなメリッ

トがあるのかというと、例えば一例を挙げれば融資です。今まで民間金融機関からお金を借りてい

て、時には貸し渋られて非常に困ったこともあります。たんだですが、今度は政府系金融機関から借りられ

るというところで、両方これは交渉の対象になると

いう点では非常に有利ではないかというふうに思

うんです。

そういうふうに理解しておりますが、これによつて既存の小規模零細企業、あるいは今回、確かに政策的にはいろいろ手当でありますベンチャー企業家

事業共同組合をつくりたりしてお互いにスケールメリットを共有していくといふていくような考え方、これはこれからますますふえていくんじゃないかと思うんですが、その辺について、今回の一連の中企業関連対策においてどんな政策が含まれているのかという点からお尋ねしたいと思います。

○政務次官(茂木敏充君) 水野委員御指摘のよう

に、大企業と比べまして経営資源が限られております中小企業、それが人材であつたりとか技術、情報、お互いに経営資源を相互補完するような形

の中企業の組合制度であつたりとかコンソーシアム、ますます今後多様な形態で重要なになってくる、このように考えております。

従来のように、規模のメリットを追求する部分もございますが、最近では、先ほど委員の方から御紹介いただきましたような異業種の連携によります研究開発、新事業の開拓や共同の受注、販売などソフ

トウェーブによるリンクや产学研の連携を含めまして、不足する経営資源を他の企業とのもう少し緩やかな連携によりまして補完するケース、

こういったこともふえております。こういった努力を我々としても全面的に支援を申し上げたい。

そういうことで、例えば中小企業組合の生産、販売、新製品、技術開発等の共同事業への支援、それから交流会であつたりとかシンポジウムの開催、異業種連携による新製品、新技術の開発、そ

して連携のための情報ネットワークの構築、多様な連携組織による調査研究事業の支援等々、こう

いつたことに対しまます融資、補助金、組合税制面

においてさまざま支援を図つてまいりたいと考えております。

また、中小企業組合が事業の成長発展段階に応じて組合から会社に変わつていく、これが今まで

あります、こうしたコンソーシアムをつくつたり、ですと一たん解散して会社をつくらなければなら

ない。そこで税制面の問題等々出てきたわけあります、が、本国会では中小企業組合から会社への直接の組織変更を認める等々の法改正を提出することを考えております。

○水野誠一君 ありがとうございました。

次に、大臣に、中小企業支援における基本的な考え方を、今までお話ししなさいますが、重ねて伺つてみたいと思っております。
冒頭私申し上げたわけありますが、一方、創業企業数で九九%を占めるという日本の中小企業の発展が日本経済の活力の源になるということは、確かに、大変先進国の中でも低水準にあるとか、むしろ最低の水準にあるということが大変大きな問題だと思つております。しかし、こういったときに必ず言われる、行き過ぎた支援は眞のチャレンジ精神をはぐくまないという指摘や、消費者や投資家に評価される企業は成長し、見限られた企業は事業転換や退出を迫られる。市場という荒波との格闘が技術革新や技術開発、商品の改善、経営革新への主体的な取り組みを引き出すという指摘もまさにその通りである、十分説得力のあるものと考えます。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、水野委員御指摘の

ように、我が国は六十一年から創業率と比べてずっと磨業率の方が多い。アメリカは、この十年の間もそうでありますけれども、創業率が非常に高くて、それが経済再生への活力になつたことは間違いない実事であります。

ですから、今まで中小企業に対する支援体制と

いう大事な仕事をやってきましたけれども、それだけではなくて、新たにこれから伸びていく創業と

か、とりわけ高い水準で伸びていくであろうベンチャー企業をどう育てるかということは今日的な課題であるというふうに考えております。

そこで、高い成長性を有するベンチャーに対しても見合った資金とか人材といったものを獲得するには困難であるという点を補つていくとか、あるいは資金供給の円滑化とか人材とか技術等についてのソフトの面からのきめ細かな対応をしていくことが必要で、これらの対応がこのたびの基本法の意思であり、同時にそれに関連する法律で示されていくわけであります。

ただ、御指摘のように、行き過ぎたものになりますとこれは決していいことではありませんから、その実際の支援に当たりましては、外部の専門家による公正な審査を前提としたり、あるいはベンチャー企業の事業者が当然の負担はみずから負うということ、その自覚ですね、そういう自助努力などもあわせて促進していくことがとても大事な考え方ではないかと思つております。

○水野誠一君 次に、もう既に何人の委員が触れておられるところであります、特別信用保証制度の拡大及び期限の延長についてお尋ねしたい

ところが結果は、ふたをあけてみると経済新生対策では十兆円の積み増しということになつておりますが、これは適切な規模と見るべきなのかどうか。つまり、どうしても必要な規模だとおしゃるのかどうかという点についてお尋ねしたい

たようございます。

○国務大臣(深谷隆司君) まず前半、御質問では

ありますが、既に先ほど大臣からも御説明がありま

したが、現行二十兆円の保証枠のうち、ことし十一月末時点で保証承諾額は既に十八兆円に達してい

ります。件数でいきますと〇・三四であります。こ

れは通常の融資からいきましても大変いい成績で

ございます。今日の時点では。

はございます、今日の時点では。

ですが、この趣旨だというふうに理解しております。

○国務大臣(深谷隆司君) まず前半、御質問では

ありますが、既に先ほど大臣からも御説明がありま

したが、現行二十兆円の保証枠のうち、ことし十一月末時点で保証承諾額は既に十八兆円に達してい

ります。件数でいきますと〇・三四であります。こ

れは通常の融資からいきましても大変いい成績で

ございます。今日の時点では。

ですが、この趣旨だというふうに理解しております。

○国務大臣(深谷隆司君) まず前半、御質問では

今事故率が低いこともあわせて考えたときに、やはり安全なところにそれだけ貸し込まれている。ですから、例えば本当にボーダーラインにいて貸し渋りに遭つて非常に苦しんでいるところ、そこに枠が拡大していくことであれば問題ないんですが、これは前回の質問のときに菅川委員からも御質問があつたところなんですが、例えばある企業は非常に十分な資金を借りることができる、使い道がないのでゴルフの会員権を買つちやつたと。これは本当の話かどうかよくわかりません、そういう報道があつたという部分でありますが、そういう非常にアンバランスな状態になつてしまふということではいけない。

したがつて、私は、単に額的な枠を広げるということだけではなくて、やっぱり質的な問題についてしっかりといた目配りをしていかなければいけないんじやないかと思うわけです。

それに関連する部分でもあるんですが、これを申請する企業に対して、来年四月からは具体的な経営改善計画の提出を義務づけるということにしたということになりますが、この理由は何なのか。それからまた、経営改善計画の認定に当たつて、これを受けられる企業と受けられない企業の違いとは何か。つまり、行政が信用リスクを負担する基準というものをどのように想定しておられるのか。この点について伺つて、私の質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(深谷謙司君) 信用保証協会の保証で借りて、それを貸し渋り対策の対応として経営に生かしている人はかりでなくして、使い道がないから車を買ったとかゴルフの会員権を買ったなどのような報道が一部なされております。私は、数多くの中にそういうのがもしかしたらいたのかもしれない、これはモラルハザードのまさに問題だなと思つておりますが、全体的に申し上げれば、それは全く特異な例であると私は思います。

つい最近、あるテレビの報道で、資金をお借りした会社の社長さんが車を買った、ワインを好んでいるということで、あたかも借りたお金でそれ

を買ったような報道がなされましたが、実はその

方から厳重な抗議が出て、テレビ局と大層裁判ざたといったような話まで背景にあるぐるいの動きがございました。

すなわち、去年の時点で五千万を借りて何とか生き返ったということが前提にあり、一方では、

その方は嘗々と努力して、子供三人ももう嫁いで夫婦二人だけになつて、唯一自分で蓄えたお金で車を買つたんで、それと一緒にくたにされて迷惑だ

というのが怒りの原因でございました。

私は、中小企業の皆さんのがこの資金を活用していただくということは、本当に真剣にお考えになつてのことであらうと信頼しています。そして

同時に、すれすれのラインでどうだということについてのお話もありましたが、今平均しますと、

一人当たり五千万円じゃなくて千七百万ぐらいだそ

うでございます。そういう意味では、この一年延長ということで、ぎりぎりの方たちがこれから再び借りるチャンスはあるんじゃないかなというふうに考えております。

同時にしかし、そうかといって、緊急避難的な特別な対策でございましたから、とりあえずは貸し渋りに直ちに対応しようということでやつたの

であります。ただそれだけではだめではないか、やはり建設的な考え方というもの、例えば販売だとか生産

とか仕入れ面における改善をするとか、雇用はこ

うなるんだという、そういう何か前向きのものを

出していただくということは必要なことではないか、こう思うわけあります。

委員御指摘の、だれがそれでは手続の面で判断をするのかということをごぞいますか、これは信

用保証協会や銀行そのものの判断もござりますけれども、何かこの判断のときに適切な対応がないかということで、今省内挙げて検討中でございま

○水野誠一君 終わります。

○委員長(陣内孝雄君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

平成十一年十一月三十日印刷

平成十一年十一月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局